



ゼロカーボンシティ
北区 ▶▶ 2050



北区環境活動レポート 令和5年度版

対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

発行日：令和6年12月18日
東京都北区

目 次

1	北区の概要	1
1.1	北区の地勢	1
1.2	事業所及び代表者	1
1.3	人口及び世帯数	1
1.4	事業規模	1
2	環境活動の取組方針	2
2.1	経緯	2
2.2	実施体制	4
2.3	環境経営方針	5
2.4	環境活動の概要	14
3	環境活動目標、環境活動計画とその実績	21
3.1	環境活動目標	21
3.2	環境活動計画	22
3.3	取組結果とその評価	22
3.4	職員環境研修	38
3.5	環境マネジメントシステム内部監査の実施	38
4	目標達成に向けた北区役所の取組み	39
4.1	各課で設定した環境経営目標の達成状況	39
4.2	自らの事業活動に伴う環境負荷削減のための取組み	40
4.3	地域の環境の保全・創造に向けた取組み	42
5	環境コミュニケーション	47
6	区の事務事業にかかわる不適合の有無	47
7	区長による環境マネジメントシステムの評価と見直し	48
7.1	前回の見直し指示への取組結果	48
7.2	令和5年度取組結果の評価	48
7.3	今後の対応事項の指示	49

1 北区の概要

1.1 北区の地勢

北区は、東京都の北部に位置し、荒川を境として埼玉県(川口市・戸田市)と接するとともに、東側は足立区、荒川区と、南側は文京区、豊島区と、西側は板橋区と隣接しています。面積は20.61k㎡、人口は約36万人です。河川が多く、北から東へ荒川・新河岸川・隅田川が流れています。区の中央部を石神井川が西から東に横断し、東端で隅田川と合流しています。



図1 北区の位置

JRや地下鉄、都電が区内を走り、都心へのアクセスが良い立地環境で、江戸時代から桜の名所として有名な飛鳥山公園や音無親水公園をはじめ、区のシンボルである桜が見られる場所がいくつもある自然あふれるまちです。

1.2 事業所及び代表者

- (1) 事業所名 : 東京都北区役所
- (2) 代表者氏名 : 北区長 山田 加奈子 (令和5年4月27日就任)
- (3) 所在地 : 東京都北区王子本町1-15-22

1.3 人口及び世帯数

世帯数	207,041 世帯
総人口	357,701 人
男	177,688 人
女	180,013 人

(令和6年1月1日現在)

1.4 事業規模

① 一般会計規模の推移(単位:千円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算	157,911,983	194,849,330	178,978,046	187,441,159	210,739,026
決算	151,693,537	185,093,740	166,000,365	177,328,275	200,805,482

※一般会計最終予算・決算額
出典: 予算執行の実績報告

② 職員数の推移(単位:人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員数	2,911	2,969	2,977	2,968	2,989

※職員数には再任用を含む。また、令和元年度までは再雇用を含む。(各年度4月1日現在)
出典: 北区行政資料集(令和5年度版)

2 環境活動の取組方針

2.1 経緯

北区は、区民・事業者・区が一体となって環境保全に取り組んでいます。平成6年度に北区快適環境基本計画を策定し、快適環境の創造と環境改善に取り組んできました。平成17年度には、拡大・深刻化していく環境問題に対応するため、北区環境基本計画と、区民・事業者・民間団体・区が果たすべき役割を示した北区環境行動・配慮指針を策定しました。策定後10年目を迎えた平成26年度は、北区をとりまく環境が大きく変化している状況を踏まえ、北区環境基本計画2015を策定しました。一方、地域の地球温暖化対策の推進を目的として、北区地球温暖化対策地域推進計画を平成19年度に策定し、平成29年度には第2次計画（平成30（2018）～令和9（2027）年度）として引継ぎました。そして、令和3年度には脱炭素社会への移行に取り組むため、北区ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。そのような状況の中、令和4年度には環境をめぐる社会の動きや環境基本計画2015の見直し・課題などを踏まえて、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画を包含した計画として、北区環境基本計画2023を策定しました。

平成 7年 3月	北区快適環境基本計画 策定
平成 17年 6月	北区環境基本計画、北区環境行動・配慮指針 策定
平成 20年 3月	北区地球温暖化対策地域推進計画 策定
平成 27年 1月	北区環境基本計画2015 策定
平成 30年 3月	第2次北区地球温暖化対策地域推進計画 策定
令和 3年 6月	北区ゼロカーボンシティ宣言 表明
令和 5年 2月	北区環境基本計画2023 策定

北区役所では、自ら環境配慮に率先して取り組むため、平成14年度からISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用を開始させ、これを平成21年度にはエコアクション21に移行し、環境活動を推進しています。また、平成14年度に区役所の地球温暖化対策推進のため、北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「実行計画」という。）を策定しました。その後定期的に計画を改定し、現在は北区役所ゼロカーボン実行計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）のもと、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等に関する数値目標を設定し、達成状況を点検しています。

平成 9年	北区役所快適環境行動配慮計画 策定
平成 14年 6月	北区役所地球温暖化対策実行計画（第1次） 策定
平成 14年 12月	ISO14001 認証取得
平成 17年 6月	第2次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定
平成 21年 3月	第3次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定
平成 21年 5月	エコアクション21 認証取得（ISO14001 から移行）
平成 25年 3月	第4次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定
平成 30年 3月	第5次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定
令和 3年 5月	エコアクション21 認証更新
令和 5年 2月	北区役所ゼロカーボン実行計画 策定

平成20年度、エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）が改正されました。より詳細なエネルギー使用量の把握と「年平均1%のエネルギー消費原単位の削減」が義務となっています。

省エネ法は平成25年度に改正され、電気需要の平準化の推進等が追加されました。これにより北区役所も電力需要ピーク時間帯の電力使用量の抑制が求められました。そして、令和4年度にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に改正され、非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化が求められています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）は令和5年度に改正され、地球温暖化係数が更新されました。また、都市ガスの算定においても、電気と同様に事業者別係数が導入されました。これにより、省エネ法の報告においても、基礎排出係数及び調整後排出係数を記載することになりました。

平成 20 年 5 月	省エネ法 改正（事業者単位の省エネルギー推進等）
平成 21 年 3 月	東京都環境確保条例 改正
平成 25 年 5 月	省エネ法 改正（電気需要の平準化の推進等）
令和 4 年 5 月	省エネ法 改正（非化石エネルギーへの転換等）
令和 5 年 12 月	温対法 改正（排出係数の見直し等）

※表中に記載している年月日は、改正法の成立年月日です。

2.2 実施体制

北区環境基本計画等を着実に実行し、「持続可能な社会」の実現を図るために、図2に示す体制で環境マネジメントシステムを推進しています。

原則として、北区環境経営マニュアルに定められた組織体制に従い、北区役所が実施する全ての事務事業を対象とします。指定管理者が管理運営する施設（北とぴあ、元気ぷらざ、保育園等の153施設（令和6年4月1日現在））については、区の要請に基づき、施設のエネルギー使用量、廃棄物排出量等の情報及び省エネ法等で区が報告義務のある環境関連情報を報告するとともに、北区環境経営マニュアルの取組みに準拠した取組みを行うものとします。

環境マネジメントシステム実施体制 (令和6年4月1日現在)

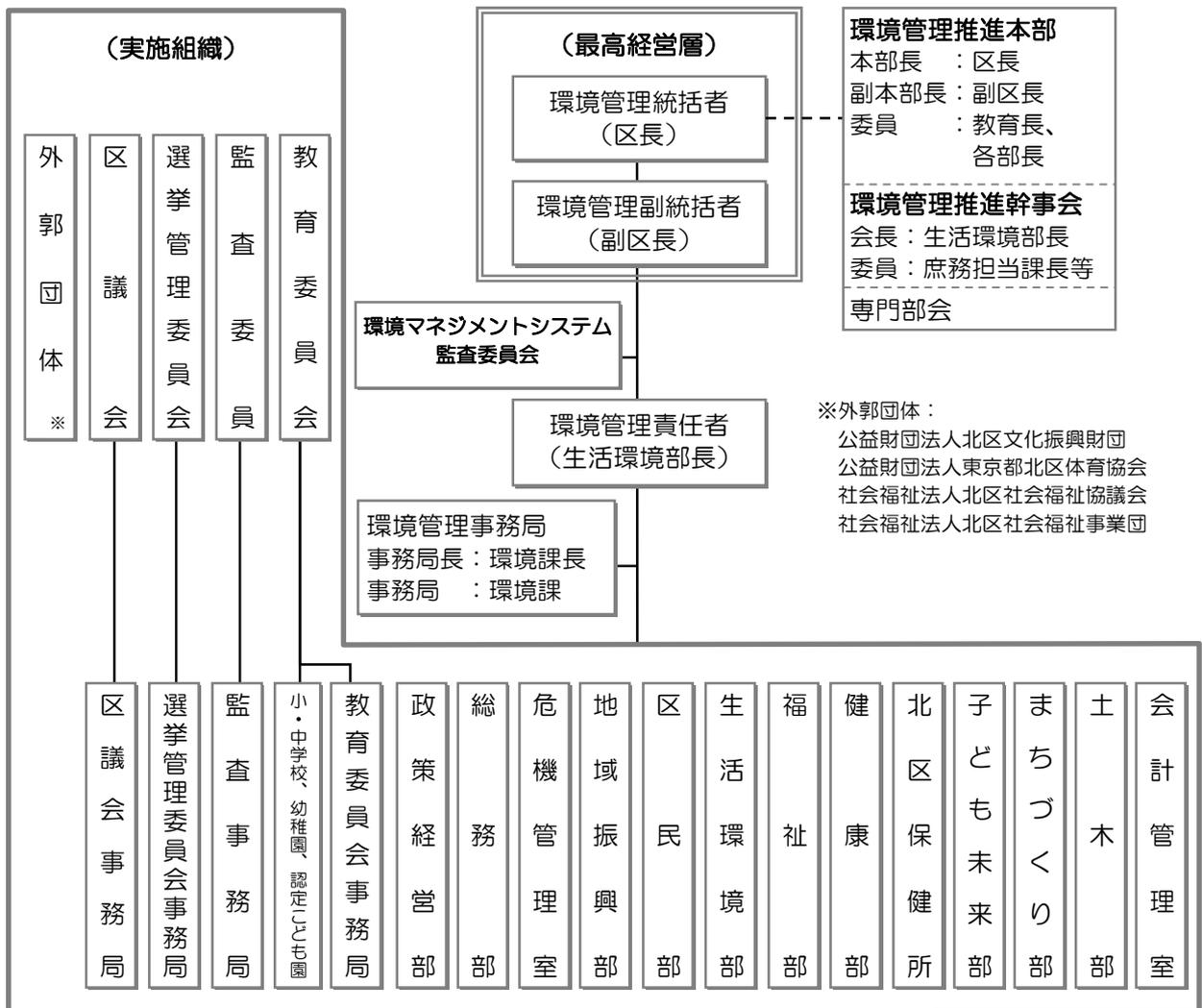


図2 環境マネジメントシステム実施体制

2.3 環境経営方針

自らの事務事業における環境負荷を削減するための取組みなど、エコアクション 21 を組織的に進めるため、区長が定めた環境経営方針（2.3.1 のとおり）をもとに、各部署の業務特性を踏まえた部署ごとの環境経営方針を 2.3.2～6 のとおり策定しました。

2.3.1 北区役所の環境経営方針

環境経営方針

北区は、環境の保全と創造を推進する主体として、地域及び地球全体の環境問題に率先して取り組みます。

事業活動を行うときは、環境関連法規を遵守し、計画から執行、事業終了にいたる全ての段階において、環境への負荷を最小限に抑え、温室効果ガスの削減並びに環境汚染の防止を図ります。

また、区民や地域・事業者等と連携・協働し、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組み、地域の活力が最大限に発揮される持続可能な社会を目指します。

1. 全ての組織及び職員の参加のもと、環境意識の向上を図り、区民や地域・事業者等の模範となるよう努めます。

事務事業における環境経営目標を定め、継続的な改善及び点検・評価を行うことで、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

2. 地球温暖化対策として省エネルギー・新エネルギーを積極的に推進し、北区の脱炭素化を図ります。

気候変動の影響による被害から区民生活や自然環境を守るための施策を展開します。

未来へつなぐ持続可能なごみゼロのまちを目指して、3R（発生・排出抑制、再使用、再資源化）を推進し、循環型社会の構築を図ります。

生物多様性保全、地球環境保全など、多様な機能を有する質の高い緑づくりを推進するとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

3. 環境経営方針及び環境マネジメントシステム活動、身近な環境から地球環境の保全・創造にいたる北区の様々な取組みの結果を公表します。

令和5年4月27日

東京都北区長

やまだ 加奈子

2.3.2 各部署の環境経営方針

○政策経営部
職員一人ひとりが環境への負荷が少ない持続可能な「環境先進都市北区」を構築していくため、各課において環境目標を定め、定期的な確認・評価を行いながら、継続的改善に努める。
職場での取組みとして、常に省資源・省エネルギーを意識して業務を遂行する。
日常生活においては、環境に配慮した行動を率先して実行する。
○総務部
環境関係法令に基づき、保有施設や物品等の適切な管理を行う。
日常の業務活動において、環境に配慮した取組みを推進する。
業務が効率的に行えるよう、執務環境を改善する。
○危機管理室
危機管理室の全職員が、常日頃から環境保護への高い意識を持ち、業務遂行の中で環境に配慮した行動を行えるようにする。
○地域振興部
事業活動における省資源・省エネルギーを推進する。
事業者の省資源・省エネルギーと環境経営に対する取組みを支援する。
温室効果ガス（CO ₂ ）の排出目標値及び削減率に対して全力で取り組む。
○区民部
業務の効率化・効果化により紙使用量の削減や時間外勤務の短縮等を推進し、環境への負荷を軽減する。
区税や保険料等の納付について、口座振替納付制度の利用拡大に取り組む等により期限内納付を促進し、督促状の発行送付件数等を削減する。
住民記録、税、国保等の電算システムについて、円滑な改修・運用により、時間外業務量を最小限にとどめる。
○生活環境部
環境施策を推進する部署として、職員のみならず、区民や事業者に対し、環境に関する情報発信を推進し、一人ひとりの環境意識の向上と、持続可能な環境共創都市の実現を目指す。
緑の保全と創出、省資源、省エネルギーを推進し、地球温暖化対策を積極的に実施する。
廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の構築を進める。
○福祉部
環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するため、福祉部各課で環境目標を立て、取組状況の定期的な確認と評価を行う。
日常業務活動における取組みとして、各課は省資源・省エネルギー・資源循環の実践を徹底する。
福祉行政の推進における取組みとして、環境と調和した活動を行うとの視点を持ち、福祉施策の立案と執行に努める。
関係する高齢者施設・障害者施設（指定管理者が管理運営する施設を含む）に対し、省資源・省エネルギー・資源循環の実践の呼びかけを行う。
○健康部
区民の健康づくりに関わる事業活動及び安全で健康的な生活環境を構築するための事業活動において、省資源・省エネルギーに努め、環境負荷が少ない持続可能な社会を目指す。

○北区保健所
区民の健康づくりに関わる事業活動及び安全で健康的な生活環境を構築するための事業活動において、省資源・省エネルギーに努め、環境負荷が少ない持続可能な社会を目指す。
○まちづくり部
緑空間の創出による快適な地域環境を構築する。
都市基盤整備促進により環境負荷を軽減する。
区民の生活環境の向上を目指した住環境整備を行う。
環境負荷軽減を目指した事務を執行する。
○土木部
CO ₂ 削減や温度抑制効果のある緑や水辺空間を保全・創出し、自然を守り育てながら適切な地域環境の構築を推進します。
LED照明やEV車両等、環境に配慮した技術・製品を積極的に活用し、都市環境を改善します。
工事や施設管理において、建設廃材のリサイクルや工期短縮、環境に配慮した管理運営に努め、循環型社会の構築を推進します。
職員一人ひとりが節電等の省エネやペーパーレス化、自転車や公共交通機関の利用等に努め、環境行動を推進します。
○会計管理室
物品管理の総括をする部署として、不用品の売却、再利用について各課へ助言を行う。
不用品の売却や、修理可能なものは修理して再利用することにより、廃棄物の減少に努める。
○教育振興部
「教育先進都市 北区」の実現を図る中で、環境に負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築に向け、あらゆる世代が省エネルギー・環境保全等の課題に対して適切な判断と行動がとれるよう、素養の育成を学校教育、生涯学習を通して進める。
○子ども未来部
保育園、児童館、子ども家庭支援センター等の利用者に対して、環境学習やリサイクル活動の実施を通じて、家庭で身近にできる環境活動を啓発していく。
職員一人ひとりが日常的に省資源・省エネルギーを強く意識しながら業務を遂行する。
遊具、絵本、資機材等は出来る限り共有化・再利用するなど資源を有効活用していくとともに、物品調達にあたってはグリーン購入法に配慮して環境製品の購入に努めるほか、ごみの分別を推進してごみ排出量を抑制するなど、環境に配慮した取組みを率先して実行する。
○監査事務局
監査資料の見直し（不要な資料の削減や必要最小限の印刷部数の徹底）やペーパーレス会議の推進によりコピー用紙の使用枚数を削減する。
こまめな消灯により電気使用量を削減する。
物品を購入する際のグリーン調達を徹底する。
○選挙管理委員会事務局
選挙執行に供する資材は、できる限り再生品を使用し、廃棄物の再資源化を推奨する。
局内の事務執行時には、省エネルギー化に取り組む。
局内職員一人ひとりに環境方針を浸透させ、環境問題意識を高めていく。
○区議会事務局
資料作成等における紙の使用量の維持・削減を図り、省資源化に努める。

2.3.3 小学校の環境経営方針

○王子小学校
EMS 推進員を中心に、学校全体（教職員・児童・保護者）で環境教育や環境保全活動に取り組み、設定した目標を達成することで環境を守る。
○王子第一小学校
課題を自分事として捉え、すすんで解決しようとする児童の育成を図る。課題を自分事としてとらえ、すすんで取り組む児童をめざし、SDGs の達成に向けても取り組んでいく。
○王子第二小学校
人の生活によって自然環境に及ぼす影響について学び、改善策を具体的に考える。
現在置かれている地球の自然環境に思いを巡らし、自らの生き方を考え、実践できるようにする。
身の回りの動植物とのかかわりから、自然環境への親しみや理解を深め、生活の中で実践していく。
○王子第三小学校
資源の節約、リサイクルを推進する。
給食指導と食育を推進する。
環境学習を推進する。
○王子第五小学校
文章提案、資料作成等における連絡調整、伝達周知の方法を紙ベースに頼らず、紙の使用量削減を進める。
職員・児童の一人一人が省資源、省エネルギーを意識して活動を行う。
物品購入を必要最低限に抑制し、購入の際はグリーン購入に努める。
○豊川小学校
学年に応じた体験的な環境教育を実施することで、児童の環境保全や資源の有効活用に対する意識の向上や実践的態度を養う。
環境教育を実践する指導者として、資源の有効活用、省エネルギーを推進する実践を行う。
○堀船小学校
資料作成等における内容の精査や印刷方法の工夫及び北コンを活用し、紙使用量のさらなる削減を図る。
職員一人ひとりが日頃から省資源、省エネルギーを意識して、節電、節水に努める。
物品購入の際には、グリーン購入の推進に努める。
○柳田小学校
教職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して節電、節水、リサイクル等に努める。
北区観光ボランティアの方々から学ぶ地域学習や通学路の清掃活動等を通して、一人一人の児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。
身の回りや地域、社会全体へと視野が広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。
○東十条小学校
全学年の児童にそれぞれの発達段階に応じた環境問題や環境保持・改善などに関心をもたせ、自ら進んで環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。
児童、教員ともに一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して生活できるようにする。

○としま若葉小学校 持続可能な循環型社会の構築を進めていくにあたり、次の2つのことに学校全体で計画的に取り組む。 1 事業活動に伴う環境負荷の低減のための取組 2 環境教育の推進を軸とする地域の環境保全に向けた取組
○十条小学校 地球環境を意識し、省エネやリサイクルに取り組むことにより、地球環境を考えながら日常生活を送れるようにする。 各学年の発達段階や実態に応じた環境学習に取り組む。(体験学習等)
○赤羽小学校 全児童、学年に応じた環境教育を実施し、環境保全や資源の有効活用など、地球環境についての現状や今後の課題についての理解を深めさせ、省エネルギー・新エネルギーを積極的に推進しようとする実践力を育成する。 環境教育を実践する指導者として、資源の有効活用、省エネルギーを推進する実践を養うとともに、北区の脱炭素化の実現を目指し、循環型社会の構築を図るために校内における取組みに尽力する。
○岩淵小学校 教材作成、配布物作成時に印刷方法を工夫し、必要部数に応じた印刷数とするよう努める。 教職員一人ひとりが日常の省資源・省エネルギーを意識して業務を行えるようにする。 物品購入の際は、グリーン購入を推進する。
○なでしこ小学校 SDGsの理念に基づき、各教科等の指導内容をカリキュラムマネジメントの視点で捉え直し、児童の発達段階や実態に即した環境学習に取り組む。 身の回りや地域、社会全体へと視野を広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。 本校のエネルギー消費の実態等、一人一人の児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。
○第四岩淵小学校 電気使用量を前年比より下回るようにエコ対策を立てる。最低昨年度使用量を超えないように心がけ、3%削減を目指す。 学年に応じた環境教育に取り組み、児童の環境保全に対する意識や実践力を高めていく。
○梅木小学校 全校児童が校内外で環境教育を積極的に実施する。環境・自然への関心を高め、省エネ・エコ・SDGsの意識や習慣を身に付ける。
○神谷小学校 各種使用量(ガス・水道)を最低でも昨年度使用量と同等となるように節約を心がけ、無理のない範囲で5%削減を目指す。 人がいない部屋の冷暖房はきることやこまめな消灯の実施等により、節電に対する意識を高めていく。 第5学年を中心に環境教育に取り組み、エコに対する意識を高めていく。
○稲田小学校 全学年の児童にそれぞれの発達段階に応じた環境問題や環境保持・改善などに関心をもたせ、自ら進んで環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。 節電に対する意識を児童、教員ともに高める。

○桐ヶ丘郷小学校
EMS 推進員を中心として設定した目標値を達成するために、学校の全教育活動（教職員・児童による美化委員会・保護者による環境委員会）をとおした環境保全活動や環境教育に主体的に取り組む。
○袋小学校
3R を徹底し、省資源、省エネルギーに努める。
グリーン購入を推進する。
SDGs による環境学習、ビオトープを生かした緑の保全と生物多様性の保全を行う。
○八幡小学校
身近な環境について考えながら、全児童が全ての教科、領域の授業で、環境に関する意識を高められるような環境学習に取り組み、全教職員とともに自分たちができる環境に優しい実践に取り組んでいく。
○浮間小学校
一人一人の児童・教職員が環境問題に関心を持ち、自分にできる地球に優しい生活・活動をしようと努力する。
自然環境に関心を持ち、自ら進んでよりよい環境をつくり出そうとする児童の育成を図る。
○西浮間小学校
年間を通した栽培活動を通し、環境教育を実施し、環境への意識を高める。
教職員、児童が無駄な資源やエネルギーを使用しない意識を醸成し、紙使用量の削減に努める。
食育に関連した教育活動の充実を図り、食品ロス防止に努める。
○赤羽台西小学校
環境保全についての理解を深め、日常的に実践できる児童の育成を図る。
○西が丘小学校
資料作成等における印刷方法を工夫したり、ICT を活用したりして紙の使用量を削減する。
職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して業務を行えるようにする。
物品を購入する際には、グリーン購入の推進に努める。
○滝野川小学校
「環境経営方針の改定」及び「北区環境基本計画 2023」に則り、SDGs の取組みを全校的に行う。
持続可能な社会を目指した環境教育に意識し、児童が環境に目を向け、環境問題に関心をもてるように、意図的に活動に取り入れる。経験や学習から得た知識・技能をもとに、自分にできることに主体的に取り組もうとする実践的な態度を育む。
環境教育を実践する指導者の立場から、省エネルギーの推進、資源の有効活用を率先して行う。
○滝野川第二小学校
「た」「き」「に」で、自分たちでできる環境への取組みを実践する。
「た」ゆまず 環境学習を行う。
「き」まり（ルール）を守り リサイクル・リユースに努める。
「に」こやかに 環境に対する意識を高める。

○滝野川第三小学校
資料作成における印刷方法を見直し、紙使用量を削減する。
教職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して節電、節水、リサイクル等に努める。
物品を購入する際は、グリーン購入の推進に努める。
一人一人の児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活できるように指導する。
○滝野川第四小学校
教育施設として児童の安全・安心を確保、必要性を考慮しながら、エネルギーや資源の節約等に取り組み、よりよい環境づくりを目指す。
環境、自然への関心や省エネ、エコの意識や習慣を身に付けることができるよう環境教育に積極的に取り組む。
○滝野川第五小学校
身の回りの動植物との関わりから、自然環境への親しみや理解を深め、生活の中で環境教育を実践していく。
二酸化炭素の排出量や電気使用量、ガス使用量・水道使用量が平成30年度実績を上回らないこと。また、紙類のごみの減量に努める。
環境問題や環境保持・改善等に関心をもち、自ら進んで環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。
○西ヶ原小学校
本校の教育目標に照らし合わせ、環境について考え、その保持について努力することを基本とする。その際、発達段階に応じて、全児童が環境について意識し、取り組めるようにする。低学年では、ごみの分別を中心に、中学年では、環境保全を中心に、高学年では、省エネルギーや3Rを中心に環境への取り組みを推進させていく。
○谷端小学校
教職員の中からEMS推進委員を選出し、児童・保護者が一体となる計画的な活動とする。
カリキュラムマネジメントを行う中で、通常の教科学習の際に、環境保全活動を意識して活動を立案、実施していく。
普段の生活から省資源・省エネルギーを意識して節電・節水に努めたり、学習指導においてエネルギーについての関心を高めたりすることで、環境保全の意識を育てる。
○田端小学校
環境問題やSDGs等について、関心をもち環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。
各教科等で生き物や資源を大切にしていこうとする豊かな心の育成を図る。
資源等を有効活用し、ECOな取組を継続して行っていく。
○滝野川もみじ小学校
各学年の児童の発達段階や実態に即した環境学習に取り組む。
身の回りや地域、社会全体へと視野を広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。
一人一人の児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。

2.3.4 中学校の環境経営方針

○王子桜中学校
生徒会や園芸ボランティア部が中心となり、環境に関する体験的な活動（ボランティア活動）を推進し、自然や環境を大切にする心を育み、さらに自ら率先して環境を守り、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育てる。

○十条富士見中学校
全校生徒、教職員により環境学習を推進する。
ごみ分別に取り組み、CO ₂ 排出量の削減に努める。
CO ₂ 排出量の削減を図るため、節電や節水を呼びかけ、意識を高める。
○明桜中学校
校内外の美化活動やボランティア活動等、生徒の自発的・自治的な活動を推進することにより、地域社会の一員としての自覚や実践力を養うとともに自己有用感を育み、環境美化に努める生徒を育成し、潤いのある学校や地域づくりに努める。
環境問題やSDGs等に関心をもち、自ら進んで環境問題について考える生徒の育成を図る。
○堀船中学校
環境教育の指導計画に基づき、各教科・特別活動・総合的な学習の時間等をとおして、環境教育を実施する。
環境教育をとおして、環境に対する生徒の意識向上を図るとともに、主体的に環境保全に取り組む態度を育成する。
○稲付中学校
環境学習を通して、環境問題を科学的にとらえ、環境保全に主体的に取り組む態度や能力を育成する。
○赤羽岩淵中学校
全校生徒及び、全校教職員の資源節約とリサイクル、リユース等の意識を高め、エコ活動に積極的に参加する。日常生活でも生活必需品の使用について意識することや食事も食べ物の有り難さを思いつつ頂くことを推進する。
全校生徒及び、全校教職員が節電、節空調、節水について、日頃から意識するとともに、自発的に活動する環境学習を展開する。
環境問題やSDGs（持続可能な開発目標）に関する項目の学習を実施し、理解を深めることで、自ら環境問題の解決を図ろうとする生徒の育成をする。
○桐ヶ丘中学校
教育活動全般を通し、資源には限りがあることを自覚し、節約の意識を高め、環境教育により身に付けた知識を実践できる人材を育成する。
職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識し、業務を行う。
○神谷中学校
生徒に対して、環境学習を積極的に行い、環境に対する危機意識を高める。
職員一人一人が省エネルギー・省資源の意識をもって校務にあたる。
電気使用量や紙の使用量の削減に努め、グリーン購入の推進に努める。
○浮間中学校
地球規模で環境問題を考え、実践する生徒の育成を目指す。
全校生徒および全教職員の資源節約とリサイクルの意識を高め、エコ活動に積極的に参加する。
ペットボトルキャップ回収運動や節電の呼びかけなどを通して生徒が自発的に活動する環境学習を推進する。
○田端中学校
全校生徒、教職員により環境学習を推進する。
CO ₂ 削減を図るため、節電、節水等を担任を通じて呼びかけ、教室等に掲示する。
廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の構築を進める。

○滝野川紅葉中学校
教職員自らが、生徒たちの模範となるように環境に配慮した行動をすることを心がける。職場の取組みとして、全ての教職員が常に省資源、省エネルギーを意識して仕事をするようにしていく。
○飛鳥中学校
教職員一人一人が省エネルギー、省資源を日頃から意識して業務を行う。教材、資料作成、保護者通知等における方法を工夫し、校務パソコンやタブレットを活用し、紙使用量を削減する。
物品購入の際は、グリーン購入推進に努める。
校舎をリノベーションしたので、30年先を見とおして、大切に使うことを徹底する。

2.3.5 幼稚園・認定こども園の環境経営方針

○じゅうじょうなかはら幼稚園
発達段階に応じて、幼児が自ら取り組める環境教育を推進し、身近な環境保全に対する心情や態度を育む。
省資源・省エネルギーを推進し、地球温暖化防止に努める。
○うめのき幼稚園
全園児に環境教育を実施し、環境への関心や省エネルギーの意識・習慣を身に付けるとともに、保護者への周知を図る。
○たきさん幼稚園
幼児が自ら取り組める環境教育を推進し、保護者への周知を図る。
園全体で省資源・省エネルギーを推進し、限りある資源を大切に、地球温暖化防止に努める。
○さくらだこども園
日常生活や遊びの中での環境教育を通して、リサイクルの必要性への関心を高め、幼児一人一人が環境に対する意識をもち、行動できるようにしていく。

2.3.6 区が出資する団体の環境経営方針

○公益財団法人 北区文化振興財団
事業活動における省資源・省エネルギーを推進する。
事業者の省資源・省エネルギーと環境経営に対する取組みを支援する。
温室効果ガス(CO ₂)の排出目標値及び削減率に対して全力で取り組む。
○公益財団法人 東京都北区体育協会
北区の環境経営方針・ゼロカーボン実行計画を踏まえ、環境負荷の軽減に努める。
○社会福祉法人 北区社会福祉協議会
資料作成等における印刷方法を工夫し、紙使用量を削減する。
職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して取り組む。
○社会福祉法人 北区社会福祉事業団
環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するため、環境目標を立て取組状況の定期的な確認と評価を行う。
日常業務活動における取組みとして、各部署は省エネルギーの実践を徹底する。
福祉行政の推進における取組みとして、地球温暖化防止等の視点に立った事業運営の立案と執行に努める。
関係する高齢者・障害者施設に対し、省資源・省エネルギーの実践の呼びかけを行う。

2.4 環境活動の概要

北区は、地球温暖化をはじめとする環境問題に取り組む行政計画を策定し、事業を推進しています。図3で示す計画体系の中の主な計画について以下に概要を記載します。

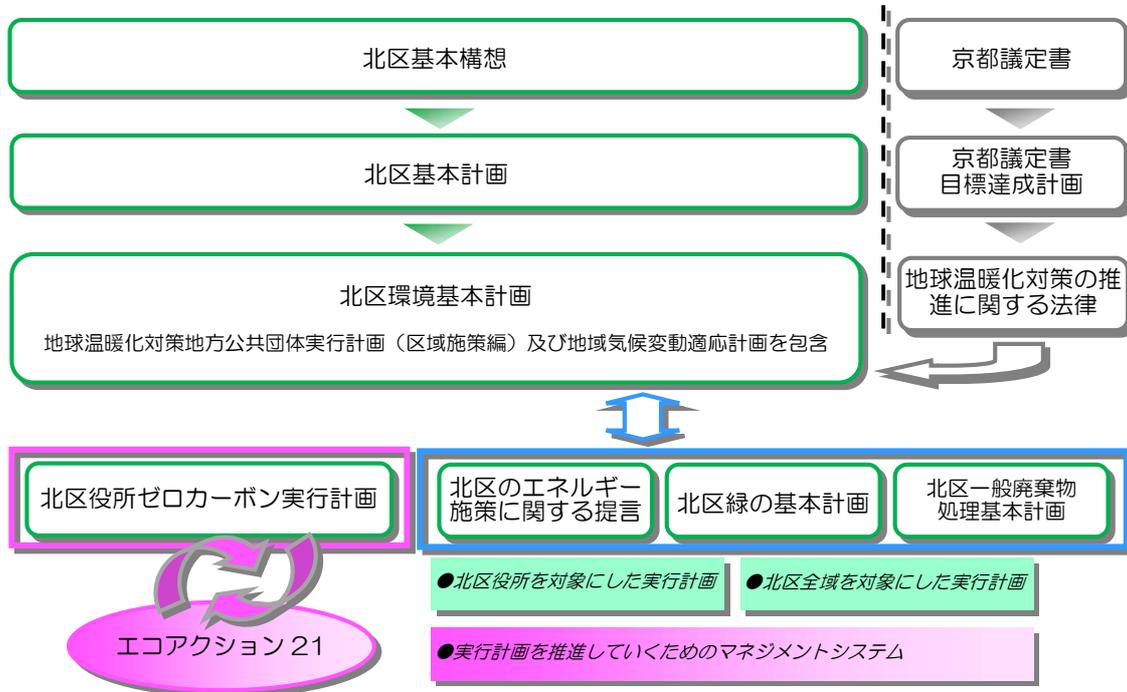


図3 各計画の位置づけ

2.4.1 北区環境基本計画 2023

「北区環境基本計画 2015」の策定から8年が経過し、その間、国際的な地球温暖化対策の枠組となる「パリ協定」や国連サミットでの「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択等、地球環境をめぐる社会情勢には大きな変化が生じており、国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。北区でも令和3（2021）年6月、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向け、「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

気候危機時代において持続可能な社会を未来の世代に引き継いでいくため、区としてもこれら環境政策に関する動きや経済・社会の状況の変化に対応する必要があることから、令和5（2023）年2月に「北区環境基本計画 2023」を策定しました。

① 計画の目的・位置づけ

環境基本法第7条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例第9条に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

また、温対法第21条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」のほか、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含しています。

② 計画の期間

令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度を目標年度とします。

令和9（2027）年度には、区を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間の見直しを行うものとします。

③ 目標とする環境像

目標とする環境像を「一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち ～持続可能な環境共創都市の実現～」としました。すべての区民、事業者及び区が協働し、誇りと愛着を持って環境活動やまちづくりに取り組むことのできる仕組みが整っている「活力ある持続可能な北区」、限りない恵みをもたらしてくれる環境を守り育み、いつまでも平穏に過ごしたいという一人ひとりの願いが実現できる「安全・安心で快適に暮らせる北区」を目指します。

④ 取組みの方向性

目標とする環境像を実現するため、『脱炭素、気候変動への適応』『安全・安心、快適』『資源循環』『自然・みどり、生物多様性』『環境施策の基盤づくり』の5つの分野に応じた基本目標と、これを実行するための11の基本施策を定めています。

目標とする環境像 一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち ～持続可能な環境共創都市の実現～		
基本目標	基本施策	区の実組み
脱炭素、気候変動への適応 基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち	(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】	① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進
	(2) 気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】	① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進
安全・安心、快適 基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち	(3) 安全・安心な生活環境の確保	① 環境汚染対策の推進 ② 身近な環境問題に関する取組みの推進 ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進
	(4) 快適なまちづくりの推進	① まちの美化 ② 良好な景観形成の推進
資源循環 基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち	(5) 資源循環型システムの推進	① ごみの減量化の推進 ② 資源の有効利用の推進 ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発
	(6) ごみの適正処理の推進	① 収集運搬体制の充実 ② 安定的な処理体制の維持
自然・みどり、生物多様性 基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち	(7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全	① 良好な環境を形成する緑の保全 ② 生物多様性の保全と回復 ③ 水辺環境・水循環の保全
	(8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり	① 公園・緑地の整備・維持管理 ② まちなかの緑化推進 ③ 区民とともにある緑の活用
環境施策の基盤づくり 基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち	(9) 環境に配慮した行動の実践	① 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルへの転換 ② 環境経営の推進
	(10) 環境教育・環境学習の推進	① 学校における環境教育の充実 ② 地域における環境学習機会の拡充
	(11) パートナーシップによる環境活動の推進	① パートナーシップによる環境保全活動の充実 ② 環境に関する情報発信の充実

図4 北区環境基本計画2023の方向性

2.4.2 自らの環境負荷を低減するための取組み

① エコオフィス活動

北区役所では、地球温暖化対策実行計画や、エコアクション21のPDCAサイクルに基づき、エコオフィス活動を進めています。

・北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

北区役所では、実行計画をもとに、区役所全体の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等に関する数値目標を設定し、毎年、達成状況を点検しています。

第5次実行計画（平成30（2018）～令和4（2022）年度）では、令和4（2022）年度までに区が所有する施設における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で15%削減する目標を設定しています。

そして、ゼロカーボンシティの実現に向け、北区役所の事務事業における温室効果ガス総排出量の削減を推進するため、第5次実行計画を引き継ぐものとして、新たに「北区役所ゼロカーボン実行計画」を令和5（2023）年2月に策定しました。

・エコアクション21

北区役所は、平成14年度にISO14001を認証取得し、その後環境省が推奨するエコアクション21に環境マネジメントシステムを移行し、平成21年5月14日付けで認証・登録しました。

エコアクション21はPDCAサイクルに基づく環境マネジメントシステムです。業種別ガイドラインが用意されており、北区役所では地方公共団体向けガイドラインに基づき環境活動を推進しています。認証取得事業者は、定期的に外部審査を受けて客観的に取組みの評価を受けており、北区役所においても年に一度受審し、取組内容の点検・評価を行っています。

② 庁舎や施設の適正管理

北区役所では、環境に配慮した庁有車の導入推進や、公共施設等の省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の利用促進等、庁舎や施設の適正管理を行っています。

- ◇公共施設の省エネルギー化・エネルギー利用の効率化を図っていくほか、新築・改修等の際には、再生可能エネルギーの導入拡大やZEB化を検討するなど、環境に配慮した区有施設の整備を推進しています。
- ◇市場の動向や業務に適合する代替可能な電動車の有無等を勘案しながら、環境に配慮した庁有車の導入推進を図っています。
- ◇環境に配慮された電力として、再エネ電力を計画的に公共施設に導入していきます。さらに、企業や地方と連携した再エネ電力の調達を推進していきます。

③ 公共事業の実施における環境配慮

北区役所では、緑化や生物多様性の保全等、公共事業の実施において環境に配慮しています。

- ◇公共施設をはじめ住宅や民間施設における屋上緑化や緑のカーテン、高反射率塗料の活用など、ヒートアイランド対策の技術導入を推進しています。
- ◇崖線周辺における土地開発等の際には、崖線との一体的な緑化を促進するとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行っています。
- ◇暑熱対策の推進として、公共施設をはじめとするクールスポットの創出のほか、歩道における街路樹整備による緑陰形成など、快適な歩行空間の創出を図っています。また、施設利用時やイベント時などで、積極的な熱中症予防に関する普及啓発を行っています。

2.4.3 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

① 脱炭素社会への取組み(省エネルギー・再生可能エネルギー)

北区では、地球温暖化対策地域推進計画や、北区ゼロカーボンシティ宣言等に基づき、脱炭素社会への取組みを進めています。

・北区地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策地域推進計画とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が定める計画です。区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制などの総合的かつ計画的な施策を策定します。

北区の自然的社会的条件を考慮し、平成20年3月に本計画を策定し、平成30年3月に第2次計画に改定しました。本計画は、区民、事業者、行政(区)などそれぞれの主体が、地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進することを目的としています。

令和5(2023)年2月には、「北区ゼロカーボンシティ宣言」や環境をめぐる社会の動きを踏まえ、本計画を包含した計画として、「北区環境基本計画2023」を策定しました。

・北区ゼロカーボンシティ宣言

「北区環境基本計画2015」、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」等に基づき、北区では地球温暖化対策に取り組んできましたが、「脱炭素社会の実現」に向けた動きが加速する中、令和3年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、持続可能な社会を未来の世代に引き継ぐため、令和5年2月に「北区環境基本計画2023」を策定しました。

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区民や地域、事業者と一体となり「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつなぐため、北区は脱炭素社会への移行に全力で取り組みます。

② 循環型社会への取組み(資源化促進と廃棄物の発生抑制)

北区では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会形成に取り組んでいます。

・北区一般廃棄物処理基本計画

北区では、より一層のごみ減量や資源化促進、適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、令和2年度から令和11年度を計画期間とした「北区一般廃棄物処理基本計画2020」を策定しています。

「北区一般廃棄物処理基本計画2020」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づいて定められる計画であり、「プラスチックごみの減量」や「食品ロスの削減」等を新たな重点事業として掲げ、「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」の基本理念のもと区民・事業者・区の三者の協働による循環型社会の形成を目指します。

本計画では、特にごみ減量に効果の高い2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用））の視点から、ごみ減量の新たな数値目標として、令和11年度に区民1人1日あたりのごみ総排出量104g減量（平成30年度比）及びごみ排出量97g減量（平成30年度比）を設定しています。

なお、令和4年5月に、東京都北区資源循環推進審議会へ「持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について」諮問し、令和6年3月に答申を受けました。答申を踏まえ、令和6年度中に計画を改定します。

③ 自然共生社会への取組み

北区では、緑の基本計画に基づき自然共生社会への取組みを進めています。

・北区緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、地方公共団体が策定する計画で、都市公園の整備・管理の方針や、樹林地などの緑地の保全、緑化の推進に関するマスタープランとなるものです。北区では、昭和59年に「北区緑の基本構想」を策定し、昭和60年に「東京都北区みどりの条例」を制定しました。昭和62年には、同条例に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」として「北区緑の基本計画」を策定し、平成12年3月に、都市緑地法の改正を踏まえて内容をさらに見直す改定を行いました。また、平成22年3月には「第3次緑の基本計画」において、生物多様性など新たな課題に取り組むための基本指針を示しました。

そして、「北区緑の基本計画2020」（令和2年3月）では、緑の質の向上等に着眼し、従来の取組みを継承しながら、緑の視点を踏まえたまちづくりを進めていくこととしています。

加えて、生物多様性の保全・回復等に関する取組みを明確にすることにより、本計画内に生物多様性戦略を位置づけています。

④ 環境教育の普及・啓発等の取組み

北区では、より多くの区民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、環境教育の普及・啓発等を推進しています。

- ◇「北区環境大学」事業として、環境問題を自ら考え行動する力を養うことを目的として、幼児とその家族、小学生、中高生、大学、社会人など、それぞれの年代に応じた講座を開催しています。
- ◇「みどりと環境の情報館（愛称:エコベルデ）」で、区民のみどりへの関心高揚を目的とした園芸や自然に関する講座等を開催しています。
- ◇「自然情報ふれあい館」で区民が楽しみながら自然環境への理解を深めるための講座等を開催しています。
- ◇地域において環境活動や環境教育を実践し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成する「環境学習リーダー養成講座」、中高生を対象にした「ジュニア環境リーダー養成講座」を実施しています。
- ◇ワンドを活用した自然観察講座や区内の生きものの学習講座などを通じて、生物多様性の重要性を普及啓発しています。
- ◇次世代における環境問題解決の担い手となる子どもたちが、環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、学習用端末等の ICT を活用しながら、SDGs につながる環境教育を推進しています。
- ◇座学や工作などを通して、遊んで楽しみながら、環境やエコについての理解を深めることができる小学生を対象とした「省エネ道場」を開催しています。
- ◇ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する区民・事業者のモラル向上を図る啓発を行うとともに、地域との協働によるまちの美化の取組みを実施しています。

3 環境活動目標、環境活動計画とその実績

3.1 環境活動目標

3.1.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所は、温室効果ガス排出量の中長期目標を令和12年度までに平成25年度比で40%削減させることを目標としています。ゼロカーボン実行計画では、令和5～9年度における温室効果ガスの数値目標を平成25年度比で42%削減させることを目標としています。その他にも、表1のとおり区役所全体における環境活動目標値を定めており、自らの事業活動に伴う環境負荷を低減させるよう努力して取り組んでいます。

エコアクション21の取組みを組織的に進めるため、部署ごとの業務特性を踏まえ、各部署の環境経営方針を定めるとともに、各課においても目標を設定し、自らの事業活動に伴う環境負荷を低減させるよう努めています。

表1 区役所全体における環境活動目標（令和5(2023)～令和9(2027)年度）

取組項目	項目	単位	平成25年度 (基準年度) 実績値*2)	令和9年度 2027年度 目標	令和9年度 2027年度 数値目標
温室効果ガス排出量*1)	温室効果ガス総排出量 (基礎排出係数)*2)	t-CO ₂	27,192	基準年度比△42%	15,771
電気使用量	使用量	kWh	39,617,795	基準年度比△5%	37,636,905
再エネ電力導入割合	導入割合	%	—	—	60
ガス使用量	使用量 (都市ガス及びLPG)	m ³	3,125,459	基準年度比△3%	3,031,695
エネルギー使用量*3)	電気及びガス使用量 (エネルギー換算)	GJ	533,432	基準年度比△4%	512,095
	消費原単位 (延床面積あたり)	MJ/m ²	318		305
公用車	燃料使用量合計	GJ	6,585	基準年度比△33%	4,412
	公用車1台あたりの 燃料使用量	GJ/台	38.3		25.7
水道使用量	使用量合計	m ³	975,245	基準年度比△20%	780,196
	消費原単位 (延床面積あたり)	m ³ /m ²	0.58		0.46
公共下水道への排水量	排水量合計	m ³	999,716	基準年度比△20%	799,773
	消費原単位 (延床面積あたり)	m ³ /m ²	0.60		0.48
用紙類の購入量	購入量	枚	36,074,044	令和3(2021)年度 実績値から増加し ない	46,138,442
廃棄物排出量	可燃ごみ	kg	1,107,395		1,110,716
	不燃ごみ	kg	199,864	194,883	

※公園・倉庫・駐輪場等も、目標の対象に含んでいます。

※化学物質については、学校教育（理科の実験）や、保健所（試験検査）に関する使用が主であり、削減目標にそぐわないため目標設定はしていません。

*1) 電気及び都市ガスの使用にかかる温室効果ガス排出量は、ゼロカーボン実行計画に基づき、当該年度の基礎排出係数にて算定しています。

*2) 基礎排出係数とは、電気及び都市ガスの使用に伴うCO₂排出量を求める際に使う係数の一つです。電気においては、電気事業者が供給した電気を発電する際に排出されたCO₂排出量を、販売した電力量で割った値です。都市ガスにおいては、都市ガス事業者が供給したガスを燃焼することにより排出されるCO₂排出量から、都市ガスの原料として使用されたバイオガスの燃焼によるCO₂排出量を控除した量を、販売したガス量で割った値です。

*3) 基準年度の温室効果ガス総排出量実績値は、第5次実行計画策定にあたり当該年度の電気の実排出係数を用いて再計算したため、公表値と異なります。

3.1.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

令和5年2月に、北区は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策をまとめた「北区地球温暖化対策地域推進計画」を包含した「北区環境基本計画 2023」を策定しました。本計画は、区民、事業者と一体となって、温室効果ガス排出量の削減により一層取り組むことで、将来的に脱炭素社会を実現することを目的としています。

本計画では、温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比で50%削減させることを目標としています。

3.2 環境活動計画

3.2.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所では、自らの環境負荷を低減させるための取組みに係る目標を達成するため、次の活動計画を定めています。

計画名称	期間
第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成30～令和4年度
北区役所ゼロカーボン実行計画 （第6次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	令和5～9年度

3.2.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

また、地域環境の保全・創造、循環型社会形成、自然共生社会形成への取組目標を達成するため、次の活動計画を定めています。

計画名称	期間
第2次北区地球温暖化対策地域推進計画	平成30～令和9年度
北区地球温暖化対策地域推進計画 （北区環境基本計画2023に包含）	令和5～14年度
北区一般廃棄物処理基本計画2020	令和2～11年度
北区緑の基本計画2020	令和2～11年度

3.3 取組結果とその評価

3.3.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所における数値目標とそれに対する過去2カ年の実績値について、表2に温室効果ガス総排出量を、表3に電気、都市ガス等の使用量を示します。

表2のとおり、令和5年度の温室効果ガス総排出量は、数値目標を達成できませんでした。

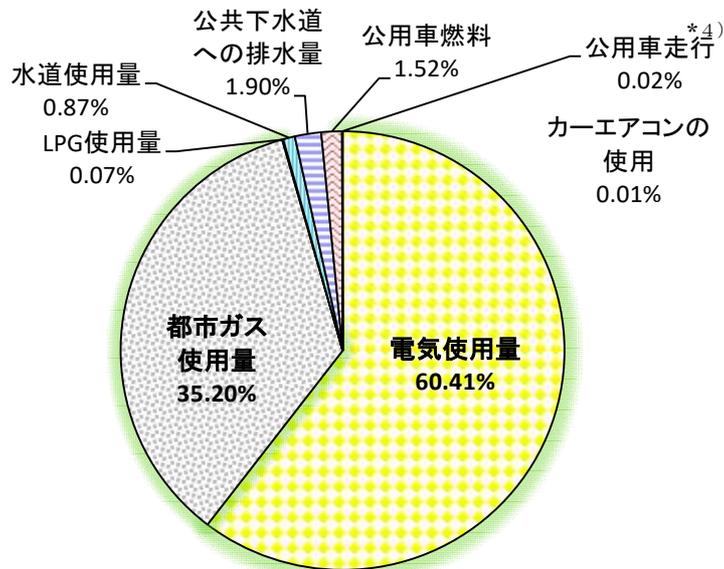
温室効果ガス総排出量の内訳は、電気使用量に伴う排出量が最も多く、電気と都市ガスの使用に起因する排出量が総排出量の95%以上を占めています（図5）。

表2 北区役所全体における環境活動目標に対する実績値（令和5年度）

（凡例：◎...目標を達成した △...目標未達成）

取組項目	数値目標※2) (平成25年度比42%削減)	単位	令和4年度	令和5年度		
			実績値*3)	実績値*3)	目標比	評価
温室効果ガス総排出量 (基礎排出係数)	15,771	t-CO ₂	20,725	20,370	29.2%増	△
温室効果ガス総排出量 (調整後排出係数) ※1)	—		—	18,762	—	—

- *1) 調整後排出係数とは、上記の基礎排出係数を用いて求めた基礎CO₂排出量に対して、CO₂の排出抑制に寄与した取組みの結果を反映し、事業者の供給量で割った値です。電気においては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関連してCO₂排出量を調整した量や非化石証書、温室効果ガス削減クレジット等が反映されています。令和5年度から参考値として、電気及び都市ガスの使用に係る温室効果ガス排出量を、調整後排出係数でも算出しています。
- *2) ゼロカーボン実行計画期間（平成5（2023）～令和9（2027）年度）の数値目標です。
- *3) CO₂、CH₄、N₂O、HFCの排出量を二酸化炭素換算した値の合計値です。電気・ガス・水道の使用、公用車燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量は、表4に示す排出係数を乗じて求めています。



- *4) 公用車走行に伴うCH₄、N₂Oの排出量を指します。
- ※ 四捨五入の都合上、合計が合わない場合があります。

図5 温室効果ガス総排出量の内訳（令和5年度）

環境項目（12項目）のうち、環境活動目標を達成したのは下記2項目でした（詳細は表3参照）。令和5年度は、温室効果ガス総排出量は数値目標を上回り目標を達成しておらず、電気使用量、都市ガス使用量についても数値目標を達成していません。

なお、二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数は表4に示すとおりです。

○令和5年度 環境活動目標達成項目
・用紙類の購入量
・廃棄物排出量（可燃ごみ）
・公共下水道への排水量（消費原単位）

表3 北区役所全体における環境活動目標に対する実績値（令和4～令和5年度）

（凡例：◎…目標を達成した △…目標未達成）

取組項目	数値目標	単位	実績値		評価	
			令和4年度	令和5年度		
温室効果ガス総排出量	基礎排出係数	15,771	t-CO ₂	20,725	20,370	△
	調整後排出係数	—		—	18,762	—
電気使用量 ^{*1)}	37,636,905	kWh	40,882,781	40,276,572	△	
再エネ電力導入割合	60	%	—	5.6	△	
ガス使用量 ^{*1)}	都市ガス使用量	3,031,695 ^{*2)}	m ³	(合算値) 3,165,834	(合算値) 3,497,486	△
	LPガス使用量		m ³	3,161,475	4,150	
エネルギー使用量	電気及びガス使用量 [エネルギー換算] ^{*1)}	512,095	GJ	544,592	559,171	△
	消費原単位 ^{*3)} [延床面積あたり]	305	MJ/m ²	313	313	△
公用車	燃料使用量合計	4,412	GJ	4,440	4,607	△
	公用車1台あたりの燃料使用量	25.7	GJ/台	30.4	32.0	△
水道使用量	使用量合計	780,196	m ³	862,006	859,448	△
	消費原単位 ^{*4)} [延床面積あたり]	0.46	m ³ /m ²	0.50	0.48	△
公共下水道への排水量	排水量合計	799,773	m ³	843,532	837,807	△
	消費原単位 ^{*5)} [延床面積あたり]	0.48	m ³ /m ²	0.49	0.47	◎
用紙類の購入量	46,138,442	枚	44,220,210	44,327,180	◎ ^{*6)}	
廃棄物排出量	可燃ごみ	1,110,716	kg	1,216,325	1,098,045	◎
	不燃ごみ	194,883	kg	249,471	238,982	△

*1) 省エネ法等で求められているエネルギー算出範囲の数値を掲載しています。

*2) 北区役所ゼロカーボン実行計画では都市ガスとLPガスを合わせた数値目標を掲載しています。

*3) 消費原単位 (MJ/m²) = 電気及びガス使用量[エネルギー換算] (GJ) × 1,000 ÷ 延床面積 (m²)

*4) 消費原単位 (m³/m²) = 水道使用量 (m³) ÷ 延床面積 (m²)

*5) 消費原単位 (m³/m²) = 下水道排水量 (m³) ÷ 延床面積 (m²)

*6) 北区役所ゼロカーボン地球温暖化対策実行計画では、コピー用紙の数値目標を掲げているため、評価はコピー用紙の数値目標と実績値を比較しています。

表4 二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数 *1)

活動項目		令和4年度		令和5年度		単位	
		基礎 排出係数	調整後 排出係数	基礎 排出係数	調整後 排出係数		
二酸化炭素 (CO ₂)	電気 使用量	東京電力エナジー パートナー(株)	0.457	0.456	0.457	0.390	kg-CO ₂ /kWh
		東京エコサービス(株)	0.088	0.000	0.070	0.080	
		(株)エネット	0.405	0.408	0.405	0.000	
		リエスパワー(株)	0.368	0.000	—	—	
		丸紅新電力(株)	0.464	0.567	—	—	
		東京ガス(株)	0.435	0.443	0.387	0.373	
		エネサーブ(株)	0.432	0.554	0.258	0.503	
		ゼロワットパワー(株)	0.025	0.000	0.036	0.000	
		(株)UPDATER	0.104	0.365	0.151	0.353	
		(株)地域創生ホールディ ングス	0.484	0.477	0.484	0.477	
	(株)中之条パワー	—	—	0.273	0.000		
	都市ガス使用量	2.16		2.05	2.05	kg-CO ₂ /m ³	
	LPガス使用量 *2)	6.6				kg-CO ₂ /m ³	
	水道使用量 *3)	0.200				kg-CO ₂ /m ³	
	公共下水道への排水量 *3)	0.450				kg-CO ₂ /m ³	
燃料	ガソリン使用量	2.32				kg-CO ₂ /ℓ	
	CNG使用量	2.16				kg-CO ₂ /m ³	
	LPG使用量 *2)	1.67				kg-CO ₂ /ℓ	
	軽油使用量	2.58				kg-CO ₂ /ℓ	

*1) 排出係数及び地球温暖化係数は、以下の出典の数値を用いています。

- ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0)」(令和6年2月)(環境省)
- ・「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和6年4月)(環境省)

*2) LPガスの組成及び単位換算是、日本LPガス協会「重量から体積への換算係数」を使用しています。

LPガス(混合比率プロパン7:ブタン3)重量(kg)=1,000/458(kg/m³)×LPG体積(m³)

*3) 「地球温暖化対策報告書制度」(東京都)における係数を使用しています。

① 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス総排出量は基礎排出係数で算出すると、約 2,037 万 kg-CO₂ で前年度から 1.7%減少となりましたが、ゼロカーボン実行計画の環境活動目標は達成していません。

ゼロカーボン実行計画の基準年度（平成 25 年度）排出量比では、25.1%減となり、中長期目標達成に向け前進する結果となりました（図 6）。

調整後排出係数で算出すると、総排出量は 1,876 万 kg-CO₂ で、基準年度（平成 25 年度）排出量比では、31%減少となりました。

令和 5 年度は、施設規模や利用人数が増加した施設などがありましたが、施設で再生可能エネルギー電力の調達が進んだことにより、前年度から減少となっています。

中長期目標の達成に向けて、エネルギー使用量の把握や省エネにつながる日常的な取組みを進めていきます。

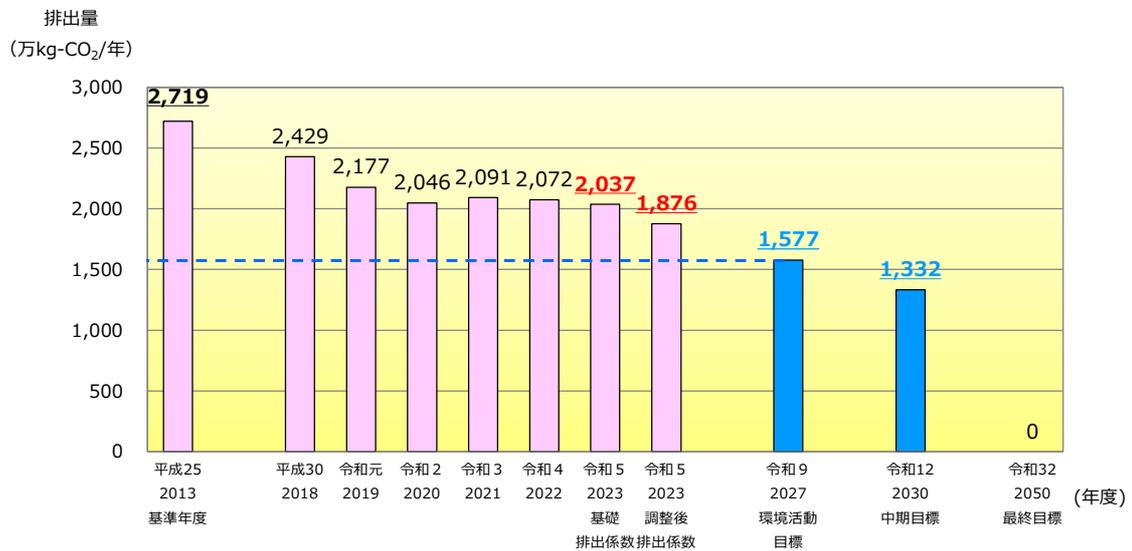


図 6 温室効果ガス総排出量の推移

② 電気使用量

電気使用量は約 4,028 万 kWh で、前年度から 1.5%減少しましたが、環境活動目標は達成できませんでした（図7）。部局別の使用割合は図8のとおりです。

令和5年度は、利用人数・平均稼働率が前年度と比べ増加した施設があったことや、公園競技場において令和4年度にはあった数か月間の休場期間が無かったこと、学校体育館の貸し出し業務や使用教室の増加などから、基準年度より増加しています。

ゼロカーボン実行計画では、令和12年度までに、区有施設で調達する電力の60%を再生可能エネルギー100%電力（以下「再エネ電力」という。）へ切替えるという目標を立てています。令和5年度時点では、5.6%の電力が再エネ電力となっています。

電気使用量は温室効果ガス総排出量に影響を与えるため、今後は、より一層の電気使用量の削減に取り組むとともに、再エネ電力や省エネ・再エネ機器の導入・検討を進めていきます。

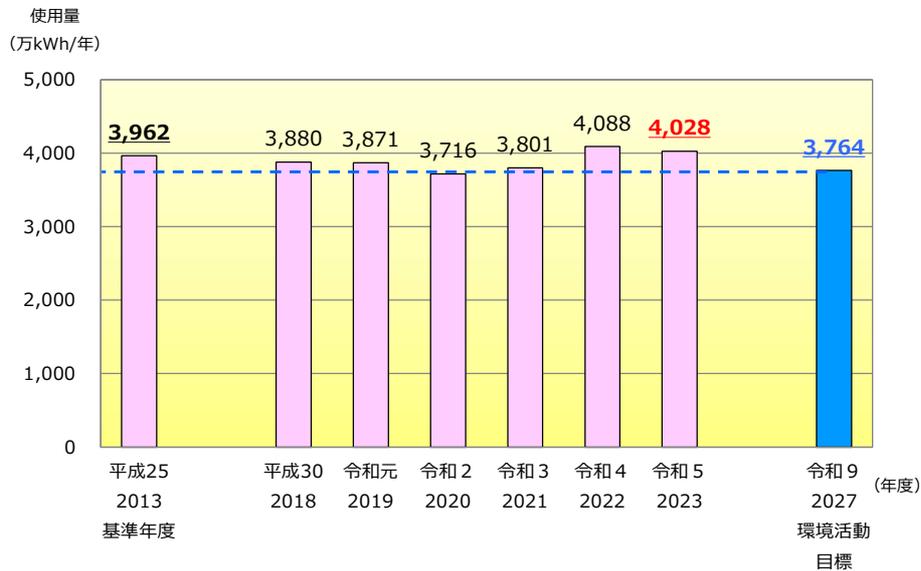


図7 電気使用量の推移

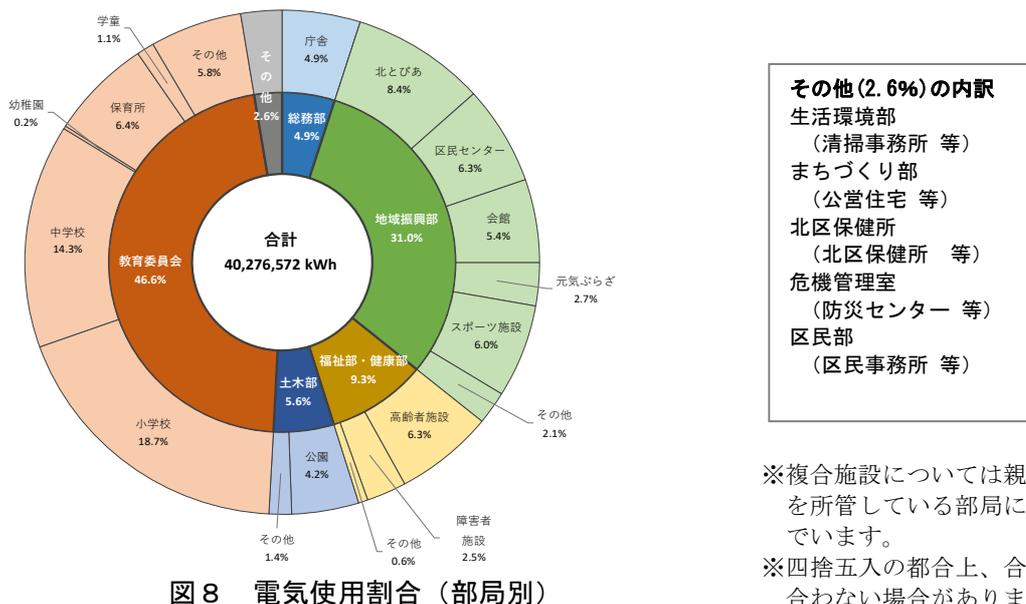


図8 電気使用割合 (部局別)

※複合施設については親施設を所管している部局に含んでいます。
 ※四捨五入の都合上、合計が合わない場合があります。

③ ガス使用量

ガス使用量は前年度より 10.4%増の約 350 万³m³となり、環境活動目標達成にはあと 46.8 万³m³ (15.4%) 削減が必要です (図9)。

使用量の増加の要因として、温水プールを併設する施設において、隣接する工場の熱源を利用していましたが、工場の建替え工事に伴いその熱源が利用できなくなり、都市ガスを利用したことや、令和4年度まで大規模改修のため、規模を縮小して営業していた施設が、令和5年度から施設規模が元に戻り、新たに導入した空調機が従前と比べてガスを消費するものへと変更になったことなどが考えられます。ガス使用量は厳しい暑さ・冷え込みといった気象条件にも左右されますが、目標値の達成に向けて、更なる取組みに努めてまいります。

なお、部局別の使用割合は図10のとおりです。



図9 ガス使用量の推移

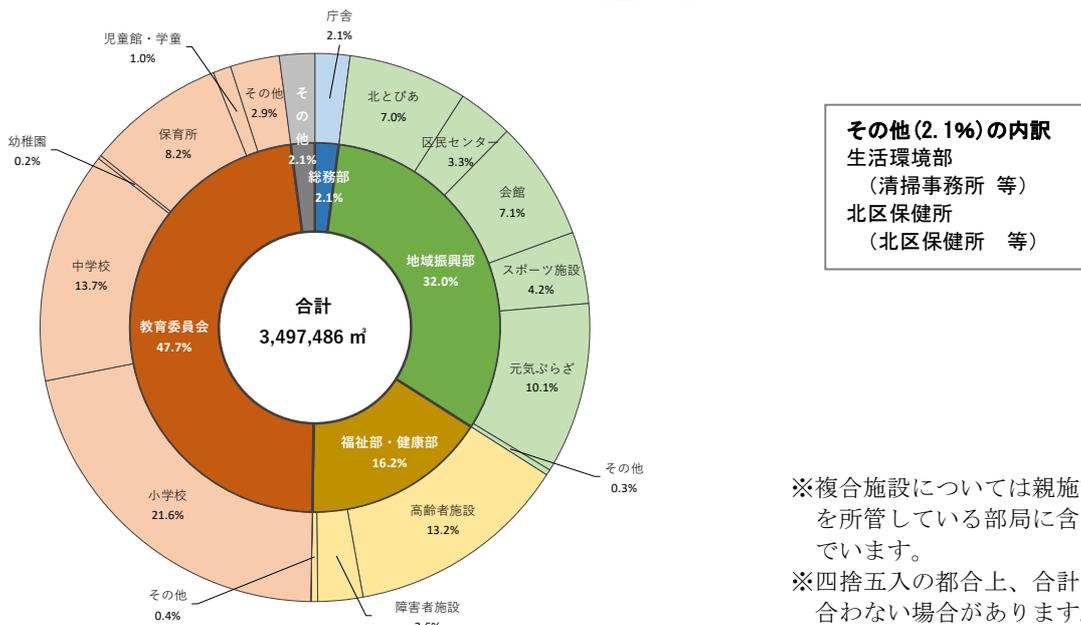


図10 ガス使用割合 (部局別)

④ エネルギー使用量及び消費原単位(電気・ガス)

エネルギー使用量は559,171GJとなり、前年度値より2.7%増加となりました。目標達成まで、47,076GJの削減が必要です。また、消費原単位^{*1)}(敷地面積または延床面積あたりの使用量)の変化は、前年度から0.1%減の312.6MJ/m²となりましたが、環境活動目標を達成することはできませんでした(図11)。エネルギー使用量増加の要因は、上記の②電気使用量及び③ガス使用量の増加理由と同様です。

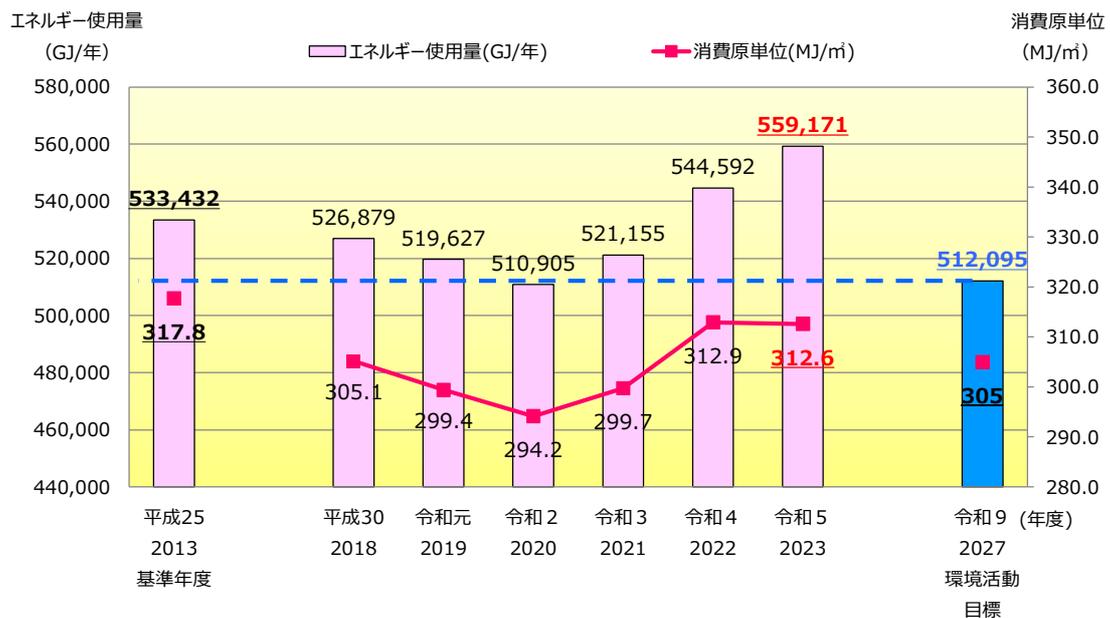


図11 エネルギー使用量及び消費原単位(電気、ガス)の推移

*1) 消費原単位とは、ある単位あたりに使用・消費されるエネルギーなどの量を指します。上記のグラフは、敷地面積または延床面積1㎡あたりに使用されたエネルギー量を消費原単位としています。前年度とエネルギー消費効率を比較する際や、大きさの異なる建物(商業施設やオフィス、家庭など)のエネルギー消費効率と比較する際などに有効な指標となります。

⑤ 燃料使用量及び消費原単位(公用車)

公用車の燃料使用量は前年度より3.8%増の4,607GJとなり、環境活動目標は達成できませんでした。消費原単位(公用車1台あたりの燃料使用量)についても、前年度より5.2%増加し、目標を達成できませんでした(図12)。

今後、環境に配慮した庁有車の導入を進め、エネルギー使用量及び消費原単位の削減を目指します。

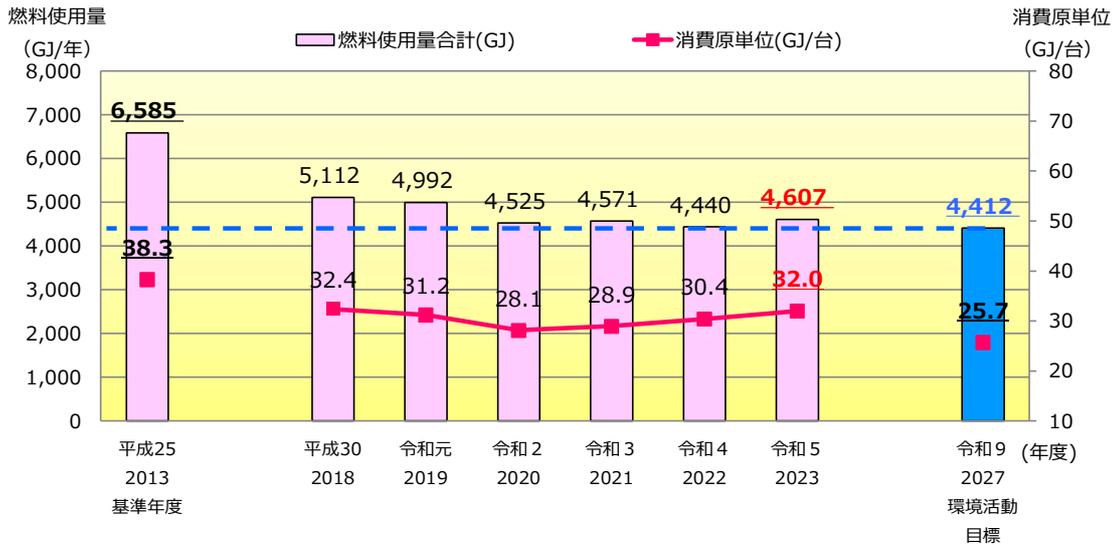


図12 燃料使用量及び消費原単位(公用車)の推移

※電気自動車で使用する電気使用量について、平成25年度から平成29年度までは庁舎の電気使用量と重複するため燃料使用量には含まれていませんが、平成30年度以降は庁舎と自動車分を区分して把握を行っています。

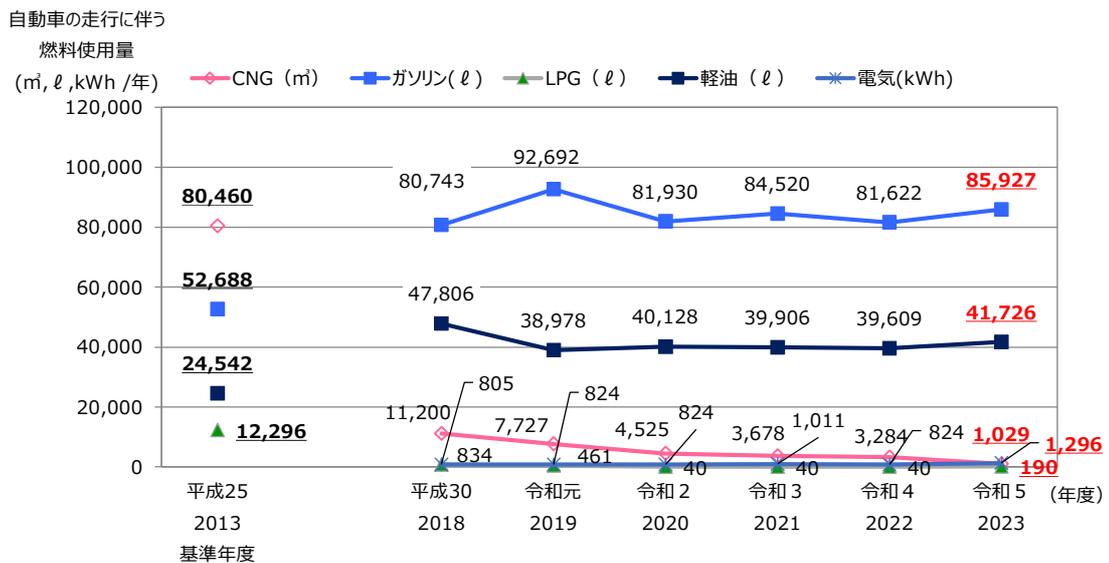


図13 燃料別使用量の推移

⑥ 水道使用量

水道使用量は約 86 万 m^3 で、前年度値より 0.3%減少しました（図 14）。また、消費原単位（敷地面積または延床面積 1 m^2 あたりの水道使用量）は、前年度から約 0.02 m^3/m^2 減の 0.48 m^3/m^2 となりました。令和5年度は、節水の取組みなどにより、水道の使用量は減少しました。

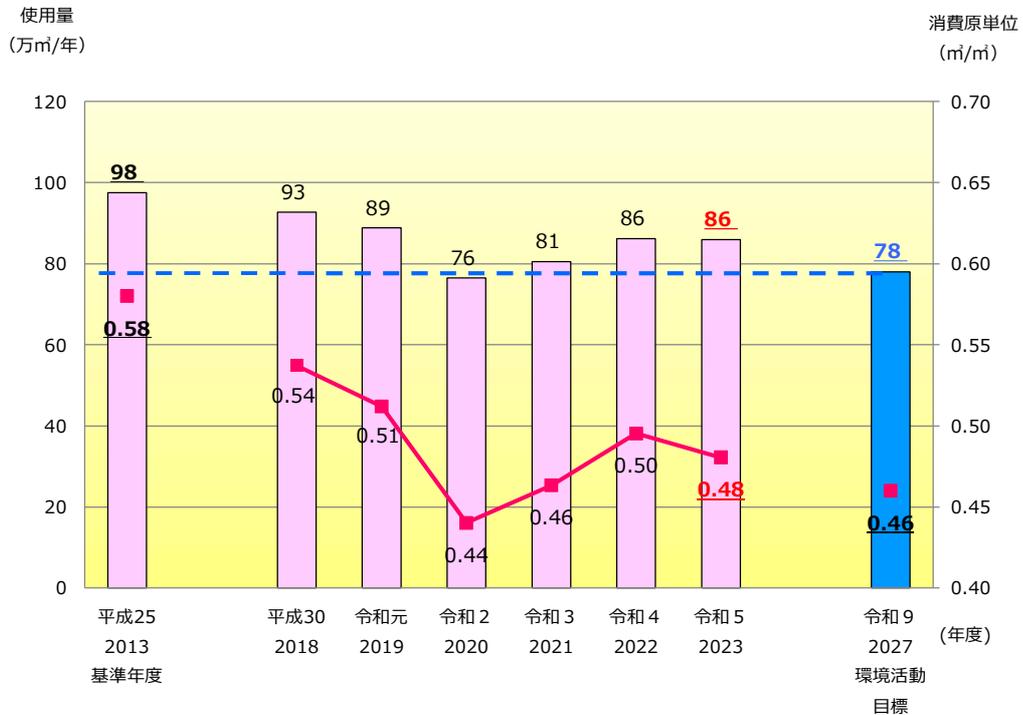


図 14 水道使用量の推移

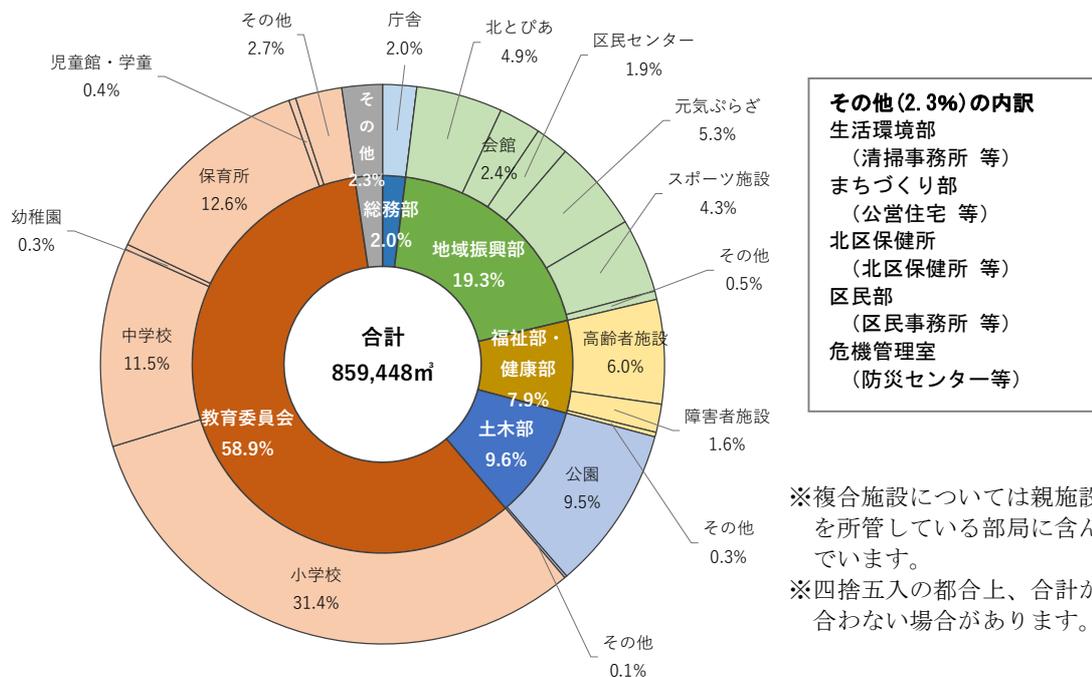


図 15 水道使用割合（部局別）

※複合施設については親施設を所管している部局に含んでいます。
※四捨五入の都合上、合計が合わない場合があります。

⑦ 公共下水道の排水量

公共下水道の排水量は約 84 万 m³ で、前年度値より 0.7% 減少しましたが、目標値を 4.8% 上回り、環境活動目標は達成できませんでした。消費原単位（敷地面積または延床面積あたりの排水量）は、前年度より 0.02 m³/m² 減少し、目標を達成しました（図 16）。令和5年度は、節水の取組みなどにより、下水道の排水量は減少しました。

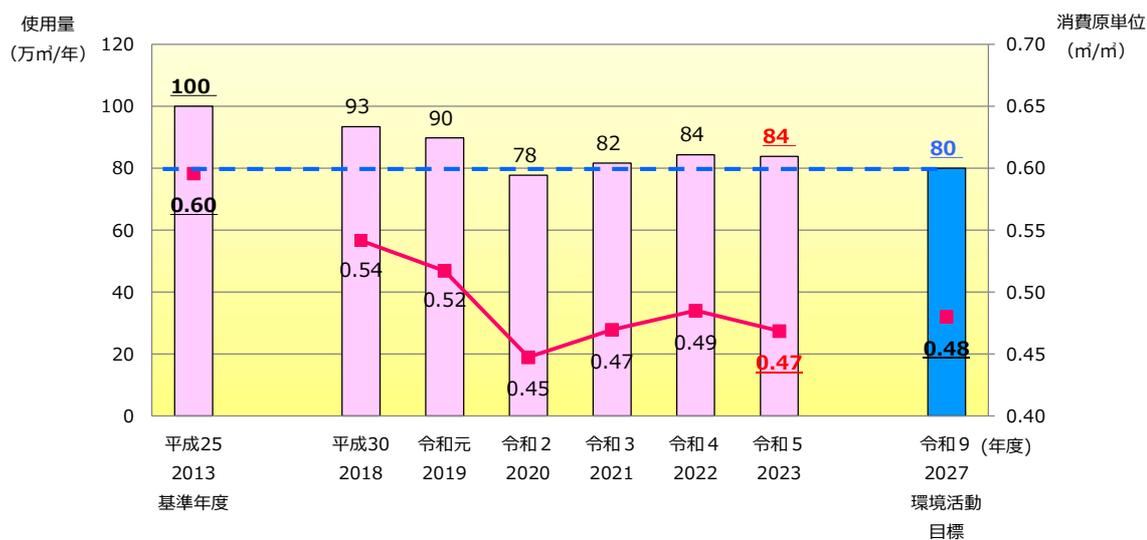


図 16 下水道排水量の推移

⑧ 用紙購入量

コピー用紙の購入量は44,327千枚（A4換算）で、前年度値より0.2%増加しましたが、環境活動目標を達成しました（図17）。また、コピー用紙の購入量に限らず、用紙購入量（印刷製本費等含む）まで範囲を広げると、庁内部署（学校・幼稚園・保育園・児童館・外郭団体除く）においては約18%減少しました。

令和5年度は、前年度開催できなかった行事を実施したことなどにより、チラシや会議資料等の印刷が増加し、消費量の増加につながりましたが、グループウェアを活用して印刷量を減らす取り組みや、タブレット端末利用によるペーパーレス化の動きも見受けられました。今後も、WEB会議用端末の整備や、冊子のデジタル化等を進めていきます。

また、本年度より、コピー用紙の購入量の内訳として、庁内部署、教育委員会、外郭団体の購入量を示すことといたしました。今後、さらに効果的にペーパーレス化を推進すべく、各部門においての目標設定を行う予定です。

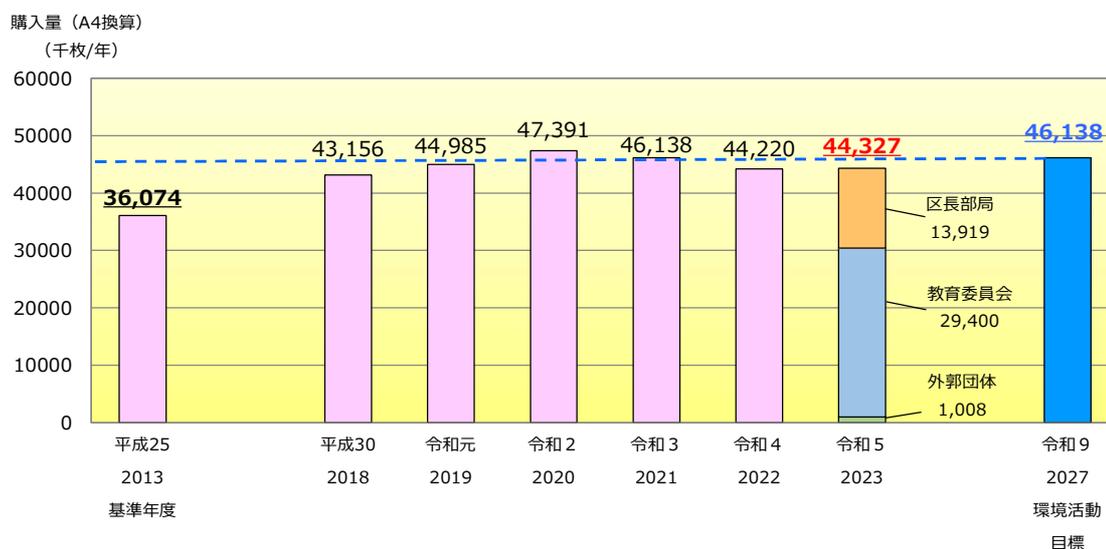


図17 コピー用紙購入量の推移

⑨ 廃棄物排出量

日常業務から発生する廃棄物排出量を図 18 に示します。

可燃ごみの排出量は、前年度値より 9.7%減少し、環境活動目標を達成しました。不燃ごみの排出量は、前年度値より 4.2%減少しましたが、目標値を 22.6%上回りました。前年度からの減少の要因としては、各部署や各施設で使用しない備品や消耗品などの情報を庁内で共有し、必要な部署で再利用物品として利用する取組みが活きていると考えられます。不燃ごみの排出量は、令和3年度以降、目標値より高い値で推移しています。目標値より低い値となるよう、さらに取組みを進めていきます。

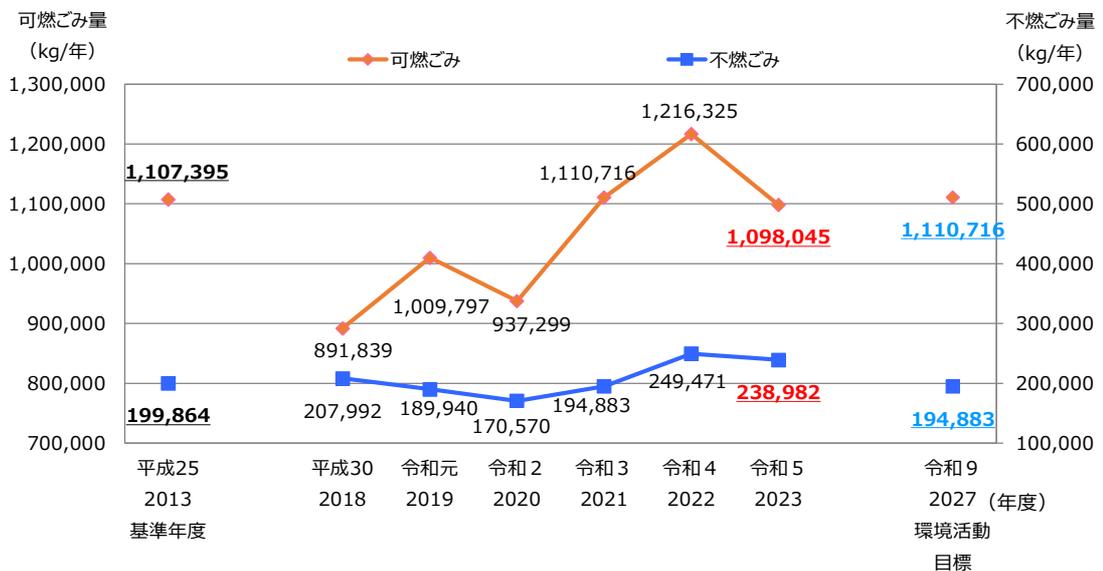


図 18 廃棄物排出量の推移

3.3.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

① 温室効果ガス排出量

北区の温室効果ガス排出量は、令和3年度において1,174千t-CO₂で、前年度よりCO₂とHFC、SF₆が増加し、CH₄が減少しました。第2次計画基準年度の1,272千t-CO₂に対しては7.7%減となりました。

表5 北区の温室効果ガス排出量の推移（単位：千t-CO₂）

年度	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃	合計
第1次計画 基準年度	1,129	2	11	6	0	2	0	1,150
平成25年度 第2次計画 基準年度	1,211	2	4	55	0	0	1	1,272
平成30年度	1,133	1	4	91	0	0	0	1,229
令和元年度	1,061	2	4	95	0	0	0	1,163
令和2年度	1,058	2	4	97	0	0	0	1,161
令和3年度	1,069	1	4	100	0	1	0	1,174

※第1次計画基準年度：CO₂、CH₄、N₂Oは平成2年度、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃は平成7年度の値です。

※平成25年度より地球温暖化係数の大きい三ふっ化窒素（NF₃）が対象ガスに追加されています。

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがあります。

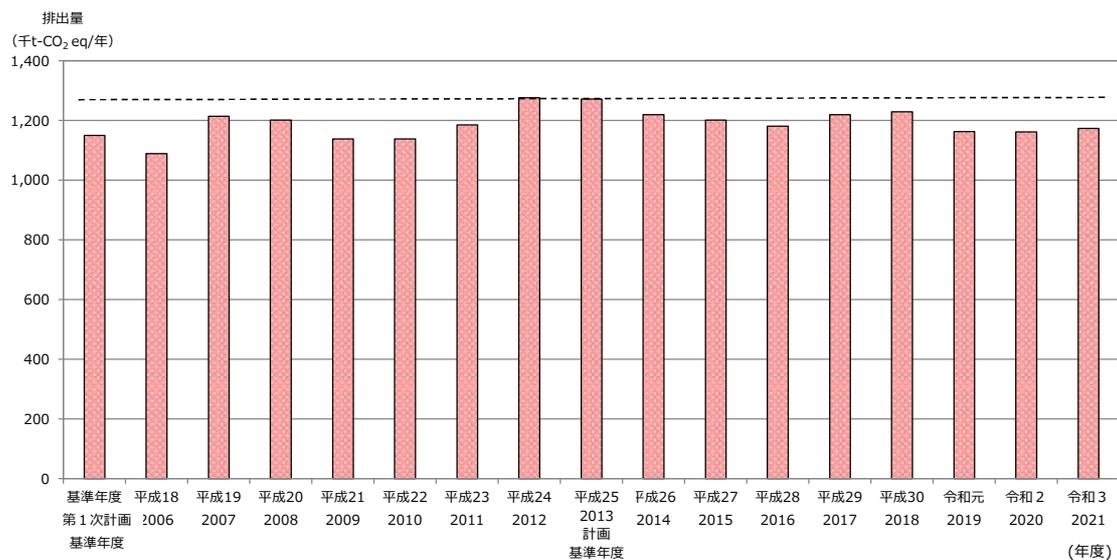


図19 北区の温室効果ガス排出量の推移

※出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料

※第1次計画基準年度：CO₂、CH₄、N₂Oは平成2年度、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃は平成7年度の値です。

② 廃棄物処理

北区の1人1日あたりのごみ排出量（北区が回収していない産業廃棄物及び資源を除く）の推移を図20に示します。また、リサイクル事業の取組みとして、表6に区内の集積所で収集している古紙・プラスチック、資源回収ステーションで回収している缶・びん・ペットボトルの回収量の推移と区民が自主的に取り組んでいる資源回収（集団回収）の回収量を、表7に区内の公共施設など拠点で回収している紙パック・水銀入り乾電池・廃食油・発泡トレイの回収量の推移を記します。

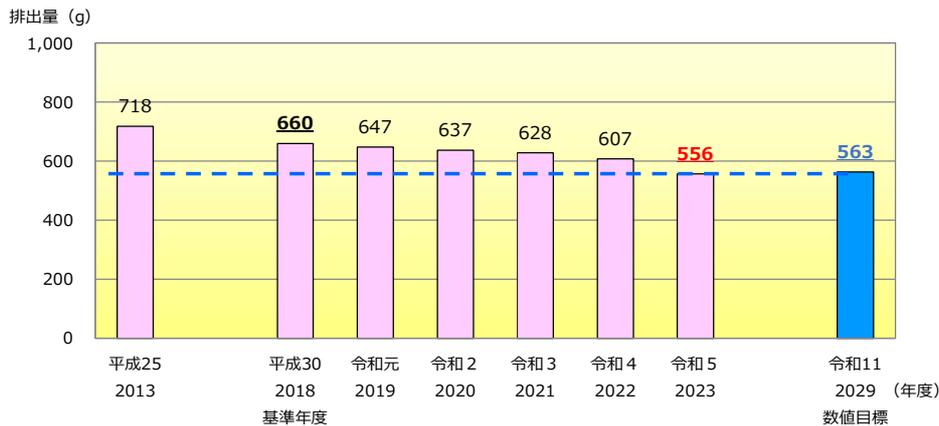


図20 北区の1人1日あたりのごみ排出量
(北区が回収していない産業廃棄物及び資源を除く)の推移
※目標値は、「北区一般廃棄物処理基本計画2020」の数値を用いています。

表6 北区の古紙、缶、びん、ペットボトル、プラスチック回収量の推移 (単位: トン)

年度	行政回収 (集積所・ステーション)						集団回収
	古紙	アルミ缶	スチール缶	びん	ペットボトル	プラスチック	
平成30年度	6,365	358	501	2,602	1,351	-	6,045
令和元年度	6,363	364	509	2,567	1,388	-	5,776
令和2年度	6,729	416	581	2,815	1,496	-	5,105
令和3年度	6,684	407	568	2,723	1,537	-	5,388
令和4年度	6,461	374	523	2,582	1,547	250	4,955
令和5年度	6,427	361	505	2,487	1,610	1,995	4,567

※プラスチック回収はR4.10から滝野川地区のみで実施。R5年度より区内全域で実施。

表7 北区の紙パック、水銀入り乾電池、廃食油、発泡トレイ回収量の推移 (単位: kg)

年度	行政回収 (拠点)			
	紙パック	水銀入り乾電池	廃食油	発泡トレイ
平成30年度	16,970	0.0	2,360	2,200
令和元年度	16,030	0.0	2,500	2,480
令和2年度	14,600	0.0	2,880	2,850
令和3年度	14,690	0.0	2,550	2,900
令和4年度	13,370	0.0	2,380	2,680
令和5年度	11,880	0.0	2,140	2,280

③ 緑の保全と創造

北区における緑の保全と創造に関する取組みとして、図 21 に緑被率の推移及び目標値、表 8 に緑化実績の推移を記します。

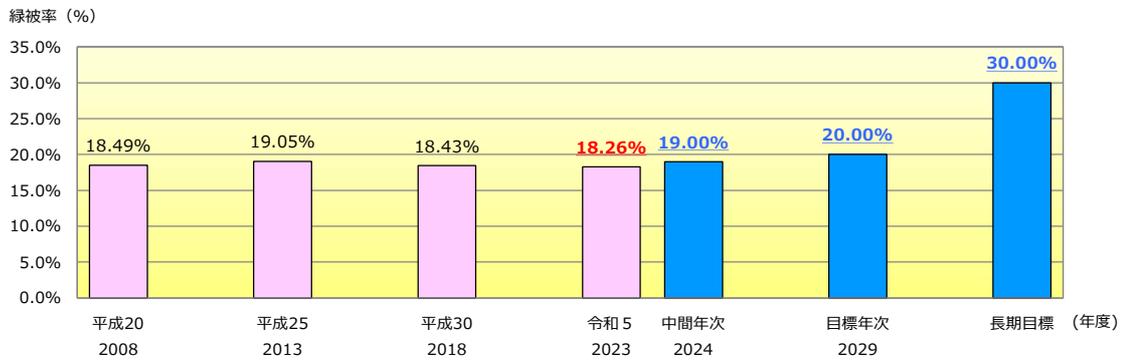


図 21 北区の緑被率の推移

※目標値は、「北区緑の基本計画 2020」の値を用いています。

表 8 北区の緑化実績 (単位: m²)

年度	民間			公共			合計		
	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積
平成30年度	180,462	73	21,029	87,780	14	19,260	268,242	87	40,289
令和元年度	165,895	71	19,653	41,615	7	13,476	207,510	78	33,129
令和2年度	109,570	58	14,241	36,184	13	6,284	145,754	71	20,525
令和3年度	140,800	43	16,834	68,336	10	9,258	209,136	53	26,092
令和4年度	187,616	51	39,326	65,460	18	10,120	253,076	69	49,446
令和5年度	102,792	57	11,214	77,478	14	11,768	180,270	71	22,982

※敷地面積は 300 m²以上の土地(敷地)で開発・建築等が行われる面積を指します。件数は、事業者から提出された緑化計画書の件数であり、緑化面積は緑化計画書に基づき、植栽などの緑化が行われた面積を指します。

3.4 職員環境研修

北区環境マネジメントシステムを円滑に運営するため、表9に示す研修を開催しました。

表9 職員環境研修実績

開催日	対象者	参加人数	研修テーマ
令和5年 4月21日	主任職員	62人	・ 北区環境マネジメントシステム及び環境関連法規等について
令和5年 5月15日 令和5年 5月16日	EMS 推進員	163人	・ 北区環境マネジメントシステム及び環境関連法規等について ・ EMS 推進員の役割 ・ 環境活動報告書の書き方
令和5年 5月17日～ 令和5年 5月19日	新任職員	125人	・ 北区環境マネジメントシステムについて
令和6年 1月15日～ 令和6年 1月31日※	係長昇任前職員	55人	・ 北区環境マネジメントシステムについて

※オンライン開催

3.5 環境マネジメントシステム内部監査の実施

表10に示す部署を対象として内部監査を実施しました。監査対象部署が自校・自部署の環境経営目標や計画・取組実績を公表し、質疑応答を行った上で、監査実施部署が環境活動の適切性や妥当性・有効性について評価を行いました。監査の結果、不適合となった項目はなかったほか、監査実施部署から「実際に監査のあった職場の話を知るのは大変参考になり安心した。」「各校の特色が活動に表れており、大変参考になりました。」という感想や、「研修資料だけでなく、内部監査チェックシートやアンケートも、終了後データ提出とすることで、よりペーパーレスにつながると感じました。」といった意見が出ました。



写真 令和5年度の内部監査風景

表 10 内部監査実績

区分	実施日	監査対象部署	監査実施部署（監査員）
学校・園	令和5年 8月7日 ～ 9月15日※	西ヶ原小学校 ／谷端小学校 ／田端小学校	《外部審査受審校》八幡小／浮間小／西浮間小／赤羽台西小 《小学校》王子小学校／王子第一小学校／王子第二小学校／ 王子第三小学校／王子第五小学校／豊川小学校／堀船小学校／ 柳田小学校／東十条小学校／としま若葉小学校／十条小学校 《中学校》王子桜中学校／十条富士見中学校／明桜中学校／ 堀船中学校 《幼稚園》じゅうじょうなかはら幼稚園／さくらだこども園
園学 以校 外・	令和5年 10月11日	教育総合相談 センター／防 災センター	企画課／スポーツ推進課／収納推進課／滝野川清掃庁舎／ 障害福祉課／住宅課／土木政策課／学び未来課／子ども未来課

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催

4 目標達成に向けた北区役所の取組み

4.1 各課で設定した環境経営目標の達成状況

各課、各施設で設定した環境経営目標・計画は、四半期に一回、PDCA サイクルに基づく実績評価を行っています。令和5年度末の評価結果は、図22に示すとおりです。

評価結果の内訳は、B評価が67%と最も多く、次いでA評価が29%、C評価が4%でした。今後も、環境経営目標の達成に向けた取組みを継続的に進めていきます。

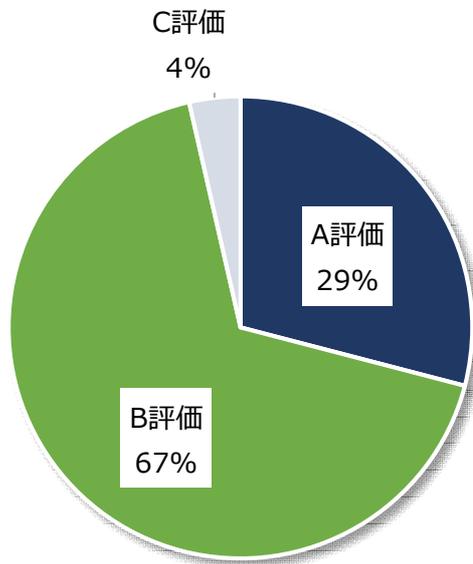


図 22 環境経営目標の達成状況

※ 目標に対する評価の目安は次のとおり

A・・・目標達成率 100%、B・・・目標達成率 50%以上 100%未満、C・・・目標達成率 50%未満

4.2 自らの事業活動に伴う環境負荷削減のための取組み

区の職員が自ら行うエコオフィス活動（省エネ・省資源）に関する計画内容、取組実績、評価について、以下に主な取組みを記します。

●部署名																			
福祉部 北区立障害者福祉センター																			
●計画内容																			
<ul style="list-style-type: none"> 昼休憩時の事務室間引き、採光を考慮した照明の点灯、空調の適切な運用等を行い、電気使用量を削減する。 																			
●取組実績	個別結果																		
○第1 四半期： 90,163 kWh（目標：99,700 kWh 以下）	◎																		
○第2 四半期： 128,702 kWh（目標：125,414 kWh 以下）	△																		
○第3 四半期： 102,924 kWh（目標：105,720 kWh 以下）	◎																		
○第4 四半期： 98,608 kWh（目標：128,573 kWh 以下）	◎																		
○通年： 420,397 kWh（目標：459,407 kWh 以下）8.5%削減	◎																		
<table border="1"> <caption>電気使用量 (kWh) 比較表</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>電気[目標(上限値)] (kWh)</th> <th>電気[使用量] (kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 四半期</td> <td>99,700</td> <td>90,163</td> </tr> <tr> <td>第2 四半期</td> <td>125,414</td> <td>128,702</td> </tr> <tr> <td>第3 四半期</td> <td>105,720</td> <td>102,924</td> </tr> <tr> <td>第4 四半期</td> <td>128,573</td> <td>98,608</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>459,407</td> <td>420,397</td> </tr> </tbody> </table>		区分	電気[目標(上限値)] (kWh)	電気[使用量] (kWh)	第1 四半期	99,700	90,163	第2 四半期	125,414	128,702	第3 四半期	105,720	102,924	第4 四半期	128,573	98,608	合計	459,407	420,397
区分	電気[目標(上限値)] (kWh)	電気[使用量] (kWh)																	
第1 四半期	99,700	90,163																	
第2 四半期	125,414	128,702																	
第3 四半期	105,720	102,924																	
第4 四半期	128,573	98,608																	
合計	459,407	420,397																	
●評価																			
<p>電気の使用量は第2 四半期を除き、いずれも目標数値内となった。第2 四半期である夏季については、真夏日や猛暑日を記録する日が多く、空調需要が増大したことに起因すると推測される。主たる施設利用者である障害をお持ちの方への配慮を念頭におきつつ、気候状況等を踏まえながら、節電等の環境への配慮の視点を持って取り組んでいく。</p>	<h1 style="color: yellow;">A</h1>																		
●部署名																			

まちづくり部 都市計画課																			
●計画内容																			
<ul style="list-style-type: none"> 裏面利用の促進と印刷部数の適正化を図ることで紙の使用量を抑制する。 																			
●取組実績	個別結果																		
○第1四半期：紙の購入量 16,000 枚（目標：25,000 枚以下）	◎																		
○第2四半期：紙の購入量 20,500 枚（目標：25,000 枚以下）	◎																		
○第3四半期：紙の購入量 14,750 枚（目標：25,000 枚以下）	◎																		
○第4四半期：紙の購入量 24,500 枚（目標：25,000 枚以下）	◎																		
○通 年：紙の購入量 75,750 枚（目標：100,000 枚以下） 24.3%削減	◎																		
<table border="1"> <caption>紙の購入量 (枚)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>紙の購入量[枚]</th> <th>[目標(上限値)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>16,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>20,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>14,750</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>24,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75,750</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table>		期間	紙の購入量[枚]	[目標(上限値)]	第1四半期	16,000	25,000	第2四半期	20,500	25,000	第3四半期	14,750	25,000	第4四半期	24,500	25,000	合計	75,750	100,000
期間	紙の購入量[枚]	[目標(上限値)]																	
第1四半期	16,000	25,000																	
第2四半期	20,500	25,000																	
第3四半期	14,750	25,000																	
第4四半期	24,500	25,000																	
合計	75,750	100,000																	
●評価																			
<p>都市計画課内で印刷部数の適正化や裏面利用が習慣化してきたことに加え、令和5年度は審議会等の開催回数が少なかったことにより、前年度より紙の使用量を抑制することができた。今後も、さらなる紙の使用量の削減に努める。</p>	<h1 style="color: yellow;">A</h1>																		

4.3 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

エコオフィス活動だけでなく、温暖化防止対策や廃棄物の発生抑制等、地域環境に関わる各種の施策、事業について、以下に主な取組みを記します。

4.3.1 各部署における取組み

●部署名	
地域振興部 浮間地域振興室	
●計画内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3団体の事業が様々な時期に開催されるため、各事業実施に向け4つのポイントに分けて、具体的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの削減をする。 ②省資源に取り組む。 ③効率的な事業運営をする。 ④事業活動において、省エネルギーと環境保全に対する啓発をする。 	
●取組実績	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふれあいフィッシング大会」は、雨天のためカレー飲食のみとなった。「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」と袋を分け、分別回収を行った。 ・ 花いっぱい運動を通して、区民センター前にプランターを置き地域の美化活動を行った。 ・ 浮間小学校アリーナにて「なつまつり」を実施した。「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」と袋を分け、分別回収を行った。水かん（ウォータークーラー）を持参し、現地で麦茶を作り、ペットボトルの減量に努めた。 ・ 区民センター中庭にて「もちつき大会」を実施した。「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」の分別に加え、プラスチックのリサイクルの取組みを行った。 ・ 区民センター内のトイレの節電ポスターを新しいものにした。 	
●評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度までは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、事業開催数が少なかったが、今年度は多くの事業を開催した。 ・ 今までのゴミの分別に加え、プラごみのリサイクルの取組みに対する意識づけは今後も行っていく。 	A

●部署名	
地域振興部 赤羽地域振興室	
●計画内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域内の建築行為における、敷地内緑化の件数増加。 	
●取組実績	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年各事業がさまざまな時期に開催されるため、各事業実施に向けた過程を、段階に分けて具体的に取り組む。 ・ 昨年度の反省等を踏まえ印刷数量等の把握や省エネ・リサイクルに関する周知を行う。 ・ 参加者数確保のため、チラシやポスターの内容を見直すとともに、掲示場所を工夫するなど効果的なPRを行う。 ・ 会議資料をできる限り削減する。 ・ ごみ分別を徹底し廃棄物排出量を削減する。 ・ ごみの持ち帰りを徹底する。 ・ 参加者にごみについての呼びかけを行う。 	
●評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス明け後の4年ぶりの開催となる事業もあったが、各事業を通じてゴミの分別、持ち帰りを徹底することができた。 ・ また、青少年にとっては、魅力的な活動を再開することができた。 	A

●部署名	
王子第一小学校	
●計画内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛乳パックのリサイクル活動を実施し、リサイクル率を上げていく。 	
●取組実績	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛乳パックのリサイクル活動を開始し、継続して取り組んだ。 	
●評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童にできることは限られるが、小さいながらも環境に対して取り組むことができることに気付けたことは大きな学習の成果であると考えている。 	A

4.3.2 保育園、幼稚園、児童館における環境教育活動

○主な活動内容

- 子どもたちとオクラの種まきや成長の観察、オクラでのスタンプ遊びを行った。また、ものを大切にすることについてのパネルシアターの公演を行った。
(音無つぼみ保育園)



音無つぼみ保育園

- 野菜や草花の栽培や収穫を通して、幼児の気付きを全体に知らせたり図鑑などで調べたりし、自然環境への興味・関心を高める。自然享受のありがたさを感じ、自然への感謝の気持ちや大切にしようとする気持ちを育んだ。また、紙がリサイクルできることを絵本などで分かりやすく指導し、幼児が分別できるようにした。
(たきさん幼稚園)



たきさん幼稚園

- リサイクル活動に興味・関心を持ってもらうため、トイレットペーパーの芯や牛乳パック等を利用して、工作を行った。また、洋服のリサイクルを実施した。
(赤羽児童館)



赤羽児童館

○評価・感想

- 「乳児クラスでも分かりやすい環境学習」を継続していくことを提案。昨年度、作成したパネルシアターを活用し、1、2歳児の子ども達へ分かりやすく伝えていった。視覚から伝えていくことは、とても効果的で「捨てるのはもったいない」「電気をつけっぱなしは良くない」などの話から、お迎えにきた保護者に話をする子ども達の姿が見られ、大きな成果であったと感じる。今後も、1、2歳児園で出来る内容を考えて取り組んでいきたい。他、廃材利用で制作したものを飾ったり、遊んだりすることで、子どもや保護者へも環境を意識するきっかけとなると思う。職員も、物を大切にすることを意識し、園全体で環境について出来ることを考えていく。
- 節電や節水に心掛けることについて、幼児に分かるような掲示物を掲示するとともに、こまめに教師が声を掛ける様子が見られ、幼児の意識化が図れたと考えられる。紙の削減やゴミの分別についても、年齢に応じた方法を幼児に分かりやすく伝えていたことで、年度の後半には意識して紙を無駄なく使用しようとしたり、正しい分別を行うようになってきている。本園の特色でもある環境教育においては、季節の野菜を栽培し、収穫することで、野菜のなり立ちについて学ぶとともに、手を掛けて育てるからこそ美味しい野菜が食べられるという食育にもつながる体験ができた。保護者からは、園での幼児のこうした体験が「SDGs の考え方につながっている」という声が聞かれ、評価されている。引き続き、家庭へも園の取組を発信し、環境教育の推進に努めたい。
- 環境学習を通して節水やごみの分別に興味や関心を高められたようだ。日頃から意識し、習慣化できるようになってきたが、幼児集会などで職員も含め定期的に子ども達と確認していけるとよい。保護者へは園だよりを通し、EMSについて園での活動を発信している。今後も継続して園全体で取り組んでいきたい。

4.3.3 小学校における環境教育活動

○主な活動内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣神社の清掃や壁面緑化の苗植えから観察、収穫までを行った。また、バケツで稲づくりをし、稲刈りまで行った。(堀船小学校) ・ 総合的な学習の時間「ヤゴ救出作戦として、プールからヤゴを救出し、飼育することで、生命の尊重と環境保全について考えた。また、生活科「生き物と仲良くなるう」で、荒川土手で生き物を採集し、飼育して返し、生物の生態と環境について考えた。(第四岩淵小学校) ・ 「水研クリエイト」より、壁面緑化による地球温暖化への影響について学んだ。また、水の節約と環境問題について「水道キャラバン」より、川の水がどのように家庭に届けられ、浄水されているのか学んだ。(八幡小学校) 	
○評価・感想	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方や外部講師との交流も図りながら、環境学習に積極的に取り組むことができた。地域の方の協力がなければ、続けることができない部分が多い。堀船地域の学校として、これからも地域の方々と協力を図りながら、さらなる環境学習の充実に取り組んでいく。 ・ これまで取り組んできた学習以外にも、外部人材を生かして、学習活動を充実することができた。今後も地理的なよさを生かし、荒川をフィールドとした環境学習を充実していきたい。 ・ 今年度も猛暑の日が続いたが、壁面緑化のおかげで、教室が緑のカーテンで覆われ、室温低下に役立っていた。児童は自分たちが植えたキュウリやゴーヤなどの野菜に興味をもち、観察しながら野菜が実るのを楽しみにしていた。児童が植物に親しむ機会が増えた。中・高学年は、総合的な学習や各教科と関連させながら、環境問題について取り組み、環境の改善のために自分が今どんなことができるのかを考え、実践する態度を育成することができた。 	 <p>堀船小学校</p>  <p>第四岩淵小学校</p>

4.3.4 中学校における環境教育活動

○主な活動内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒会で「SDGs」に関する取組を行い、リサイクル運動やエコキャップ運動を行っている。また、毎日の放送で、ごみの分別などの環境整備に関する呼びかけを行った。(稲付中学校) ・ 農業体験として、田植え(稲刈り)の振り返り、報告発表を実施した。また、個人レポート(「SDGs 新聞」)を作成し、個人レポートを元にしたグループワークと学習発表会を行った。(神谷中学校) 	
○評価・感想	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科・領域を通じて、計画的に環境教育を進めることができている。今後の課題として、ICT教材等を活用し、生徒が主体的に活動する体験的な学習を取り入れる工夫が必要である。 ・ 来年度も、生徒会を中心に「SDGs」の取組みを継続していく。 	

4.3.5 北区における森林環境税及び森林環境譲与税の使途状況

森林環境譲与税は、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。北区では、当面、ゼロカーボンシティの実現及び子どもが木材に親しむ環境づくりに寄与する事業に優先して充当することとし、木材利用の促進や普及啓発を推進しています。

- 令和5年度交付額：37,590,000円
- 令和5年度活用事業：木造公共建築物等の整備・内装木質化、地球温暖化・森林整備に関する環境学習

令和5年度は、北区初の施設一体型小中一貫校となる都の北学園建設工事において、教室や昇降口などに木材を活用し、内装の木質化を図りました。

昇降口は、多摩産材の杉の木ルーバーを設置し、ぬくもり溢れる顔づくりとしました。また、校歴コーナーの展示棚は、旧神谷公園のケヤキを再利用しました。



南校舎2階昇降口

また、友好都市である群馬県中之条町と連携し、地球温暖化・森林保全について考えるきっかけとなる環境学習事業を小学生対象に実施しました。



工作の様子



クイズの様子



中之条町によるリモート学習の様子

実際に中之条町にて採集された木材や植物を利用した工作や、クイズ形式で学習するなど、子どもたちが木材や森林環境に親しみをもち取り組める内容としました。

5 環境コミュニケーション

北区では、区民や事業者等が環境に配慮したライフスタイル・事業活動への転換を図っていくための資料として、区内の環境に関する現況やデータをまとめた「北区の環境」を毎年発行・公表しています。

また、区民の方々から寄せられる公害や空地の雑草除去等、環境に関する要望や苦情の対応を行っております。受付件数は「北区の環境（令和5年度実績）」に掲載しています。

- 北区の環境（令和5年度実績）

<https://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/chosa/kankyo.html>

6 区の事務事業にかかわる不適合の有無

区の事務事業に関わる主要な環境関連法規の一部を表11に示します。北区役所では、事務事業に関わる環境関連法規の遵守状況を、各部署・施設で定期的に確認しています。

また、内部監査では、不適合となる項目の有無（環境関連法規の遵守状況を含む）を確認しています。令和5年度は年間を通じて不適合となる項目はありませんでした。

北区役所の事業者としての活動における環境関連法規の訴訟は、現在ありません。

表11 区の事業に関わる主要な環境関連法規（一部）

法令名	評価
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	○
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）	○
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	○
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	○
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	○
大気汚染防止法	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	○
毒物及び劇物取締法	○
水質汚濁防止法	○

7 区長による環境マネジメントシステムの評価と見直し

令和5年度の北区環境マネジメントシステムの取組みに対する区長による評価と見直し内容は以下のとおりです。

7.1 前回の見直し指示への取組結果

令和5年度も、新任職員研修、主任研修、係長昇任前研修と幅広い職層の研修において環境研修を実施しました。また、EMS推進員研修は集合形式で開催し、SDGs（持続可能な開発目標）や気候変動適応策等、環境に関する基本的な事項について学ぶとともに、環境基本法をはじめ環境に関する自治体の施策の基本となる法令の解説、EMS推進員としての役割等の周知を図りました。さらに、北区ゼロカーボンシティ宣言の表明や北区環境経営方針の改定に触れ、自治体経営に環境の視点を取り入れて日々の業務に取り組むように、意識啓発を行いました。

そのほか、目標未達成項目については、全庁に周知を図り状況の改善に努めました。

また、北区ゼロカーボンシティ宣言の表明を踏まえ、脱炭素社会に向け、令和5年度を始期とする「北区環境基本計画 2023」及び「北区役所ゼロカーボン実行計画」に基づき、環境に関する社会情勢の急速な変化に対応するための取組みを進めました。

7.2 令和5年度取組結果の評価

令和5年度の区役所全体における温室効果ガス総排出量は2,037万kg-CO₂と、基準年度（平成25年度）比25.1%減、前年度比1.7%減の結果となりました。前年度からの減少理由としては、令和5年度は施設で調達する電力の再エネルギー化がさらに進んだことがあげられます。

用紙類に関して、グループウェアを活用して印刷量を減らす取組みや、タブレット端末利用によるペーパーレス化の動きも見受けられましたが、新型コロナウイルス感染症により中断されていた事業が開始したこと等による消費量の増加により、前年度より微増となりました。

令和5年度は、2050年カーボンニュートラルを見据え新たに策定した「北区役所ゼロカーボン実行計画」（令和5（2024）～令和9（2029）年度）の環境活動目標である温室効果ガス排出量基準年度比42.0%減の1,577kg-CO₂の達成を目指し、取組みを進めました。今後、「北区役所ゼロカーボン実行計画」の目標値達成を目指し、より一層の削減に取り組んでまいります。なお、目標未達成となった項目については、改善に向けて今一度取組みの周知と徹底を行います。

7.3 今後の対応事項の指示

～2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて～

- ・新たに策定した「北区環境基本計画 2023」に基づき、さらなる施策の強化・充実に向け取り組むこと。
- ・北区役所ゼロカーボン実行計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）に基づき、電気・ガス・公用車燃料・上下水の使用量削減、用紙類購入量・廃棄物排出量の抑制に関する数値目標の達成や、再生可能エネルギー電力・環境に配慮した庁有車の導入推進に向けて、全庁的に取組みを進めること。
- ・目標達成の可否や増減等について、目標達成の可否や増減等について、各職場にフィードバックを行うとともに、今後の取組みに生かすよう努めること。
- ・区有施設の修繕・改修や新築時に、可能な限り省エネ設備・機器類の導入を推進して、環境に配慮した区有施設の整備を推進すること。
- ・各職場においてEMS推進員が中心となり、日々の業務において省エネルギー・省資源の取組みは意識を下げることなく継続するとともに、ICTの活用等による業務の効率化や、適切な施設管理を行うこと等、環境に関する取組みを行うことで職員が働きやすい職場環境づくりにつながるよう努めること。
- ・北区環境経営方針に従って、DXの活用等、自治体経営に環境の視点を取り入れながら区民の満足度と利便性の向上に取り組むこと。

令和6年12月 やまだ 加奈子

刊行物登録番号

6-3-041

北区環境活動レポート令和5年度版

発行 東京都北区 生活環境部 環境課
環境管理責任者 生活環境部長 銭場 多喜夫
事務局 生活環境部 環境課

東京都北区王子一丁目12番4号 TIC 王子ビル2階
電話：03-3908-8603（ダイヤルイン）
FAX：03-3906-8474